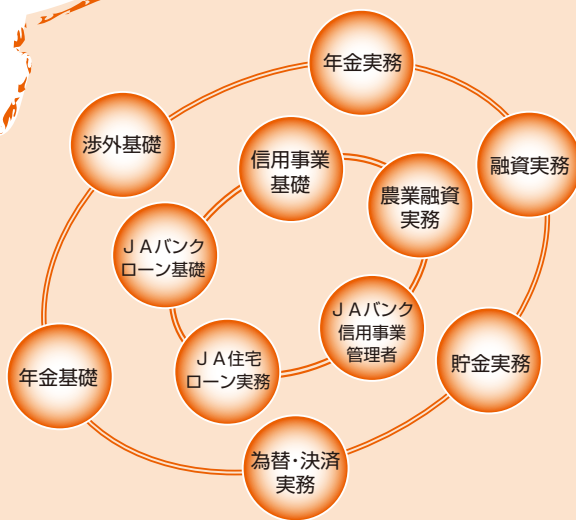


信用事業業務検定試験

# 試験問題と解説

# 年金実務

# STEP



系統信用事業の人材育成機関



農林中金アカデミー  
NORINCHUKIN ACADEMY



信用事業業務検定試験  
試験問題と解説

# 年金実務



## 本書の利用にあたって

1. 本書には、平成29年2月4日実施の第40回信用事業業務検  
定試験「年金実務」に出題した試験問題がすべて収録され  
ています。
2. 解説は、原則として、選択肢の順序にあわせて記述してあ  
りますが、説明の都合上必ずしもこの順序になっていない  
ものもあります。
3. なお、この試験問題と解説は、試験実施日を基準にしてお  
りますので、勉強にあたっては、その後の「法令・規則・  
制度等」の改正、変更にご注意ください。

本書の内容についての照会先

〒100-0006 東京都千代田区有楽町1-12-1  
新有楽町ビル6F  
農林中金アカデミー通信検定部  
TEL 03-3217-3071  
(ダイヤルイン)

# 「試験問題編」



平成29年2月4日実施

《第40回》

## 年金実務

各問の(1)～(5)の中から1つ選んでください。

[問1] 被用者年金一元化により共済年金のしくみは厚生年金に統一された。この改正に伴い、それぞれの年金制度の加入者の名称も変更になった。変更後の名称について誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 会社員の厚生年金の被保険者の名称は「第1号厚生年金被保険者」になった。
- (2) 国家公務員共済の組合員の名称は「第2号厚生年金被保険者」になった。
- (3) 地方公務員共済の組合員の名称は「第3号厚生年金被保険者」になった。
- (4) 私立学校共済の加入員の名称は「第4号厚生年金被保険者」になった。
- (5) 農協や漁協職員で、年金に加入している人の名称は「第5号厚生年金被保険者」になった。

[問2] 被用者年金一元化以後(平成27年10月以後)の年金額の端数処理及び年金額について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 一元化以後の年金額は、これまでの百円単位(50円未満切捨て50円以上は切上げ)から1円単位(50銭未満切捨て50銭以上は切上げ)に変更になったが、例外もある。
- (2) 老齢基礎年金(40年未満の加入)、振替加算、経過的寡婦加算の支給額は1円単位に変わった。
- (3) 満額の老齢基礎年金、加給年金、障害厚生年金(3級)の最低保証額、中高齢寡婦加算は百円単位の年金額である。
- (4) 各期の支払額(2ヶ月分)に1円未満の端数が生じた場合は切り捨てる。
- (5) 支払期に切り捨てた円未満の端数の合計額は4ヶ月の支払額に加算する。

[問3] 被用者年金一元化以後の年金請求や支給元などについて、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 共済年金と厚生年金に加入した人の老齢(退職)年金の請求は、共済組合でも年金事務所でも受け付けることができる。
- (2) 共済年金と厚生年金に加入した人が亡くなった場合の遺族年金の請求書は、死亡した人が所属していた実施機関に提出しなければならない。
- (3) 共済年金と厚生年金に加入した人の障害年金の請求書は、初診日に加入していた年金制度(実施機関)に提出しなければならない。
- (4) 共済年金は厚生年金のしくみに統一されたが、老齢年金の支払いは従来どおり、それぞれ加入した年金制度(実施機関)から支給される。
- (5) 一元化以降に受給権が出来た人が共済年金の振込先の金融機関を変更する場合(指定がえ)は、「年金受給権者 受取機関変更届(ハガキ)」を年金事務所に送付することでも変更できる。

[問4] 被用者年金一元化以後に共済組合から支給される「職域部分の年金」や「退職年金(年金払い退職給付)」について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 一元化前に共済年金に1年以上の加入期間がある人には「職域部分の年金」が支給される。職域部分の年金は終身年金であるが、本人の希望により10年または20年の受給期間を選択することができる。また、一時金で受け取ることもできる。
- (2) 一元化以後の共済年金の期間から「職域部分の年金」が算出されることはない。
- (3) 一元化以後の共済年金の加入期間から「退職年金(年金払い退職給付)」が支給される。支給は65歳からである。この退職年金は終身年金と有期年金との組み合わせである。60歳から繰上げて受給することもできる。
- (4) 退職年金の2分の1は終身年金で残りは有期年金である。なお、終身年金は本人が死亡した以後は支給されない。有期年金の残余部分は遺族に一時金として支給される。
- (5) 退職年金の有期年金は本人の希望により10年または20年の受給期間を選択することができる。一時金で受け取ることもできる。

[問5] 被用者年金一元化以後の在職老齢年金の改正について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 厚生年金の在職停止額を算出するときに用いる基準額は、一元化前も以後も65歳未満は「28万円」で、65歳以上は「47万円」である。
- (2) 共済年金から厚生年金に転職した人の共済年金の在職停止額を計算するときに用いる「基準額」は65歳未満は「47万円」であったが、一元化以後は厚生年金と同様に「28万円」に改めた。
- (3) 共済年金の在職停止額を計算するときに用いる基準額は、65歳以後は「28万円」であったが、一元化以後は厚生年金と同様に「47万円」に改めた。
- (4) 複数の被用者年金の受給権が一元化前に発生している人の在職老齢年金は、既得権を尊重して一元化後も従来通りの在職老齢年金のしくみが適用される。
- (5) 複数の被用者年金の受給権が一元化後に発生している人の在職老齢年金は、それぞれの基本年金額を合算した額に基づいて在職停止額を計算し、支給額は合算基本年金額に占めるそれぞれの基本年金額の割合で按分する。

[問6] 今年5月に60歳になる人(昭和32年5月生まれ)の年金の支給開始年齢について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) A夫さんの「特別支給の老齢厚生年金」は、63歳から支給される。
- (2) B子さんの「特別支給の老齢厚生年金」は、63歳から支給される。
- (3) C夫さんの「特別支給の退職共済年金」は、63歳から支給される。
- (4) D子さんの「特別支給の退職共済年金」は、63歳から支給される。
- (5) E子さんの厚生年金加入は11ヵ月で、国民年金の保険料納付済期間は349ヵ月ある。E子さんの老齢厚生年金と老齢基礎年金は、65歳から支給される。



[問7] 被用者年金一元化以後の年金について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 障害共済年金の受給者が共済年金に加入している間は、在職老齢年金のしくみが適用されたが一元化以後は廃止され、全額支給されることになった。
- (2) 一元化以後に初診日がある場合、障害共済年金の支給要件にこれまでの在職要件でなく、厚生年金と同様の保険料納付要件が問われることになった。
- (3) 一元化以後、共済年金加入中に死亡した場合、遺族共済年金の支給要件に保険料納付要件が問われることになった。
- (4) 一元化以後に死亡した夫は公務員として共済年金に15年、転職して会社員として厚生年金に10年加入していた。それぞれの年金制度の加入期間が20年未満なので、65未満の妻に支給される遺族厚生年金に中高齢寡婦加算は加算されない。
- (5) 遺族共済年金を受給している「子のいない妻」が再婚すると、妻に対する遺族共済年金の受給権は消滅し、次順位の同居の母に受給権が移る(母が遺族共済年金を受け取ることができる)ことになっていた。これを転給という。一元化後はこの転給制度は廃止された。

[問8] 公務員の富夫さんは22歳から就職し、今年3月で60歳になる(昭和32年3月生まれ)。62歳から支給される年金について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 退職共済年金は報酬比例部分と職域部分の合算額である。
- (2) 職域加算の額は、報酬比例部分の20%に相当する乗率で計算した額になる。
- (3) 62歳以降も在職(共済年金加入)すると、報酬比例部分は在職老齢年金のしくみが適用される。ただし、在職停止額の計算をする場合には職域部分の年金は除く。
- (4) 62歳以降も在職し65歳になると報酬比例部分と職域加算は62歳から加入した3年分が増額になる。
- (5) 62歳以降も在職し65歳になると定額部分相当額は差額加算と老齢基礎年金になり、差額加算は共済年金から、老齢基礎年金は日本年金機構から支給される。

**[問 9] 国民年金の制度について、誤っているものを1つ選びなさい。**

- (1) 国民年金制度は昭和 36 年 4 月にスタートした。同時に、異なる年金制度の期間を合計して一定の期間がある場合に受給資格を満たすことができる通算制度も施行され、年金がもらいやすくなった。
- (2) 国民年金に加入できる年齢は「20 歳以上 60 歳未満」である。
- (3) 保険料納付期間と免除期間とを合算して 25 年以上あれば受給資格を満たし、老齢基礎年金が支給される。この 25 年の中には厚生年金に加入した期間やカラ期間を入れてもよいことになっている。
- (4) 昭和 61 年 4 月の改正で、厚生年金や共済年金に加入している人も、同時に国民年金に加入することになった。
- (5) 老齢基礎年金の支給は 65 歳からであるが、希望すれば 65 歳前から受給できる「繰上げ支給」や 66 歳以降に受給できる「繰下げ支給」を選択することもできる。

**[問 10] 国民年金の加入者(被保険者)について、誤っているものを1つ選びなさい。**

- (1) 第 1 号被保険者とは、20 歳以上 65 歳未満の自営業者や専業農家の人や、夫の健康保険を使えない妻である。
- (2) 第 2 号被保険者とは、厚生年金や共済年金の加入者である。65 歳に達するまでの人が該当する。
- (3) 第 3 号被保険者とは、厚生年金や共済年金に加入している人(第 2 号被保険者)の被扶養配偶者(20 歳以上 60 歳未満)である。ただし、昭和 61 年 4 月以降の期間に限る。
- (4) 在外邦人(外国に居住する日本人)は、20 歳以上 65 歳未満の間は国民年金に任意加入することができる。
- (5) 平成 28 年 10 月から一定の短時間労働者は厚生年金に加入することが義務づけられた。この人たちは 20 歳以上 65 歳未満の間は国民年金の第 2 号被保険者となる。

**[問 11] 国民年金に「任意加入」できる人を、1人選びなさい。**

- (1) カラ期間が 5 年ある 60 歳の専業主婦の京子さん。
- (2) 22 歳のときに農協に就職し、60 歳以後も引き続き在職(厚生年金加入)している福岡さん。
- (3) 18 歳のときに漁協に就職し、60 歳で退職した山口さん。
- (4) 老齢基礎年金を 60 歳から繰上げて受給している広島さん。
- (5) 20 歳から 60 歳になるまで、国民年金の保険料を 40 年間納付した専業農家の青森さん。

[問 12] 国民年金の保険料の免除制度について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 生活保護法的生活扶助を受けていた期間は法定免除期間になる。
- (2) 障害基礎年金を受給している期間は法定免除期間になる。
- (3) 3級の障害厚生年金を受給している期間は法定免除期間になる。
- (4) 申請免除が認められると、過去2年分まで遡及して保険料の免除が認められる。
- (5) 免除期間が平成21年3月前と4月以降では、老齢基礎年金の支給額は異なる。同じ免除月数であっても、平成21年4月以降の期間の方が支給額が多い。

[問 13] 国民年金の第3号被保険者について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 夫が外国の支店に4年間の予定で転勤となった。妻(第3号被保険者)は夫と共に外国に居住する。妻は国民年金の任意加入者ではなく、第3号被保険者のままである。
- (2) 第3号被保険者の国民年金の保険料は、配偶者が加入している厚生年金または共済年金から基礎年金拠出金として拠出(納付)しているので、自ら納める必要はない。
- (3) 夫が65歳以後も在職(厚生年金加入)したとき、59歳の妻は第3号被保険者である。
- (4) 第3号被保険者の年収が130万円以上になると、第1号被保険者になる。
- (5) 第3号被保険者になっている妻が離婚した場合は第1号被保険者になり、自ら国民年金の保険料を納付しなければならない。

[問 14] 夫が退職した場合などは、妻は国民年金の第3号被保険者から第1号被保険者に種別変更になる。この変更の手続きを怠り、第3号被保険者のままの記録になっているケースがある(3号不整合期間という)。この3号不整合期間について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 2年前までの第1号被保険者の未納期間は保険料を納付する義務があり、保険料を納付しない期間は保険料未納期間となる。2年より前の期間は原則として、保険料徴収の時効にかかり納付できない。
- (2) 2年を経過した3号不整合期間は「特定期間該当届」を年金事務所に届出することによりカラ期間(受給資格期間)となる。
- (3) 2年を経過した3号不整合期間については保険料を特例的に追納することができる。追納期限は平成27年4月から平成30年3月の3年間に限られる。
- (4) 3号不整合期間の保険料の特例追納は60歳未満の人は過去10年以内の期間、60歳以上の人は50歳以上60歳未満の期間である。
- (5) 老齢基礎年金を受給している人に3号不整合期間が判明した場合、保険料を特例追納をしなかった場合は平成30年4月から、特例期間の長短に応じて老齢基礎年金は減額されるが、受給していた額の80%は保障される。



[問 15] 国民年金の保険料の「免除」と「学生の納付特例」と「30歳未満の若年者の納付猶予」について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 学生の納付特例と30歳未満の若年者の納付猶予の期間は老齢基礎年金額の対象になる期間である。ただし、保険料を納付していないので、全額免除期間と同様の額が支給される。
- (2) 免除期間、学生の納付特例、若年者の納付猶予期間のうち、過去10年以内の期間は保険料の追納ができる。
- (3) 申請免除は本人の所得が低額であっても親と同居している場合は、親の所得により免除の認定が行われる。
- (4) 学生の納付特例は、親と同居していても学生本人の所得が一定額以下の場合に納付特例が認められる。
- (5) 若年者の納付猶予は、親と同居していても本人および配偶者の所得が一定額以下である場合に、保険料の納付が猶予される。なお、平成28年7月から30歳未満を50歳未満に引き下げられた。

[問 16] 国民年金の保険料について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 平成28年度の国民年金の保険料は月額16,260円である。
- (2) 保険料は平成29年度まで毎年4月に改定される。平成29年度以降は月額16,900円に固定されるが、物価や賃金の変動で見直しされる場合がある。
- (3) 国民年金に任意加入したとき、希望すれば付加保険料を納付することができる。なお、65歳以上70歳未満の特例任意加入期間は付加保険料を納付することはできない。
- (4) 保険料の免除期間中に希望すれば付加保険料を納付することができる。
- (5) 農協や漁協に勤めている人(20歳以上60歳未満)は国民年金の保険料を自ら納付する必要はない。厚生年金の保険料から、国民年金の保険料相当額を「基礎年金拠出金」として国民年金制度に拠出しているからである。

[問 17] 年金は原則として25年加入した人に支給される。この25年の受給資格期間にはカラ期間を含めてもよいことになっている。このカラ期間に該当しない期間を1つ選びなさい。

- (1) 厚生年金や共済年金の加入者の妻(専業主婦)で結婚から昭和61年3月までの国民年金に任意加入しなかった期間。
- (2) 専業農家の夫婦で妻(専業主婦)が保険料を納付しなかった60歳前の期間。
- (3) 学生(20歳以上)で平成3年3月までの国民年金に任意加入しなかった期間。
- (4) 在外邦人(外国に居住している日本人)の20歳から60歳までの国民年金に任意加入しなかった期間
- (5) 国民年金に任意加入した期間のうち、保険料を滞納した60歳になるまでの期間。

[問 18] 国民年金の付加保険料と付加年金について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 付加保険料を納付できる人は、国民年金の第1号被保険者と任意加入被保険者である。
- (2) 前年の消費者物価指数が変動すると、付加年金も同率で変わる。
- (3) 農業者年金に加入すると、付加保険料を納付する義務が生じる。
- (4) 国民年金基金の給付には付加年金相当分が含まれているので、付加保険料を納付することはできない。
- (5) 老齢基礎年金を繰上げて受給をすると付加年金も同率で減額される。

[問 19] 夫の老齢厚生年金に配偶者加給が加算されている。6歳年下の妻は60歳時点で国民年金に40年間加入することになる。この妻の年金について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 65歳から満額の老齢基礎年金(780,100円)と振替加算が支給される。
- (2) 付加保険料を10年間納付したので、65歳から付加年金24,000円が支給される。
- (3) 60歳から老齢基礎年金を繰上げて受給すると、老齢基礎年金は546,070円(=780,100円×70%)の額になる。この減額支給になった老齢基礎年金額は65歳になっても変わらない。
- (4) 60歳から老齢基礎年金を繰上げると、その翌月から夫に支給されている配偶者加給は支給停止になる。
- (5) 60歳から老齢基礎年金を繰上げても、振替加算は65歳から支給される。

[問 20] 老齢基礎年金を繰上げたときのデメリットについて、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 繰上げ請求をすると、その後に繰上げ支給の取り消しや変更はできない。
- (2) 老齢基礎年金は一生減額支給される。60歳から老齢基礎年金を繰上げた場合は、76歳9ヵ月以降は繰上げしない年金の方が有利になる。
- (3) 60歳～65歳になるまでに事故や病気になっても障害基礎年金の請求ができない。また事後重症の請求もできない。
- (4) 「寡婦年金」の請求はできない。
- (5) 65歳になる間に遺族厚生年金の受給権が発生した場合は、繰上げた老齢基礎年金と遺族厚生年金の両年金が支給される。

**[問 21] 国民年金基金について、誤っているものを1つ選びなさい。**

- (1) 国民年金基金には「地域型」と「職能型」の2つがある。ただし、同時に2つの基金に加入することはできない。60歳以上65歳未満の国民年金の任意加入者も基金に加入できるようになった。
- (2) 地域型国民年金基金には同一の都道府県内に住所がある第1号被保険者が加入できる。各都道府県に1つずつ設置されている。
- (3) 職能型国民年金基金は全国と同種の事業または業種に従事している第1号被保険者で組織され、それぞれの事業または業務について1つずつ設置されている。
- (4) 国民年金の第3号被保険者も希望すれば国民年金基金に加入して、年金を増やすことができるようになった。
- (5) 農業者年金に加入している人は国民年金基金に加入することはできない。

**[問 22] 厚生年金制度の歴史について、誤っているものを1つ選びなさい。**

- (1) 工場現場で働く男子工員や坑内員が公的年金に加入できたのは「昭和17年6月1日」からである。この年金制度の名称を労働者年金保険という。
- (2) 女子と事務職の男子が年金に加入できるようになったのは「昭和19年10月1日」からである。このときに労働者年金保険を厚生年金保険に改称した。
- (3) 農林年金(共済年金)が厚生年金に統合されたのは「平成14年4月1日」である。
- (4) JR, JT, NTTが厚生年金に統合されたのは「平成15年4月1日」である。
- (5) 厚生年金と共済年金の一元化(被用者年金一元化)が施行されたのは「平成27年10月1日」である。

**[問 23] 年金の加入年齢などについて、誤っているものを1つ選びなさい。**

- (1) 厚生年金の保険料は44年以上納付することはできない。
- (2) 国民年金の保険料は40年以上納付することはできない。
- (3) 厚生年金の適用事業所に正社員として就職すると、20歳前でも厚生年金に加入することになる。
- (4) 70歳になった社長さんは在職老齢年金が適用になり、年金(報酬比例部分)の一部または全額が支給停止になる場合がある。
- (5) 70歳以降、社長さんは厚生年金の保険料を納付する義務はない。



[問 24] 厚生年金の保険料やしきみについて、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 厚生年金の保険料は標準報酬月額に保険料率を乗じた額であり、保険料負担は労使折半である。なお、平成15年4月から賞与からも保険料を徴収することになった。
- (2) 厚生年金の保険料率は平成29年までは毎年9月に改定される。平成29年度以降の保険料率は「18.3%」に固定される。なお、公務員共済と私学共済の保険料(掛金)は厚生年金とは異なるが、将来、共済年金の保険料は18.3%になるまで引き上げられる。
- (3) 定額部分は「期間比例の年金」である。定額単価に加入月数を乗じて算出する。したがって、厚生年金に18歳から65歳なるまで加入すると47年分の支給額になる。
- (4) 報酬比例部分は「所得比例の年金」である。平均標準報酬(月)額と加入月数を基にして報酬比例額を算出する。加入期間が平成15年4月前と4月以後にある場合には、それぞれの期間の報酬比例額を求め、その合計額が報酬比例部分の年金になる。
- (5) 月々の標準報酬月額に再評価率を乗じた合計額をその期間の月数で除した額を平均標準報酬月額(平月)という。平成15年4月から賞与も年金額に反映することになったので、賞与を含めた平均値を平均標準報酬額(平額)という。

[問 25] 老齢厚生年金の年金額の算出式について、誤っているものを1つ選びなさい(昭和21年4月2日以後生まれの人)。

- (1) 報酬比例部分の「本来水準の年金額」を計算するときの総報酬前の乗率は1000分の「7.125」、総報酬後の乗率は1000分の「5.481」である。
- (2) 報酬比例部分の「従前額の保障に基づく年金額」を計算するときの総報酬前の乗率は1000分の「7.5」、総報酬後の乗率は1000分の「5.769」である。
- (3) 報酬比例部分の従前額保障の額を計算するときには、スライド率を乗じる。今年度のスライド率は「0.998」である。
- (4) 本来水準と従前額保障の計算に用いる平均標準報酬月額と平均標準報酬額は異なる。異なる理由は、平均標準報酬月額と平均標準報酬額を求める場合、標準報酬月額(標準賞与を含む)に再評価率を乗じるが、その再評価率が本来水準と従前額保障とでは違うからである。
- (5) 定額部分の単価は、「本来水準の年金額」と「従前額保障に基づく年金額」とともに1,676円である。

[問 26] 康雄さんは 19 歳から農協に勤め(厚生年金加入), 60 歳時点で 41 年の加入になる。厚生年金の支給は 63 歳からである。康雄さんの年金について、誤っているものを 1 つ選びなさい。妻は 3 歳年下で国民年金のみに加入している。

- (1) 63 歳以後も引き続き在職すると、厚生年金の 44 年分の報酬比例部分の年金が支給され、在職老齢年金のしくみが適用される。
- (2) 63 歳時に退職すると厚生年金の 44 年分の報酬比例部分と 40 年分の定額部分の年金と配偶者加給(390,100 円)が支給される。
- (3) 63 歳時に退職した後、65 歳になるまで再就職(厚生年金加入)したときは、報酬比例部分と配偶者加給は支給されるが、定額部分は支給停止になる。
- (4) 65 歳になると定額部分相当額が老齢基礎年金と差額加算(経過的加算)に分かれて支給されるが、差額加算は年額で「380 円」である。
- (5) 65 歳から支給される老齢基礎年金は満額の 780,100 円である。

[問 27] 年金の繰上げ支給について、誤っているものを 1 つ選びなさい。

- (1) 老齢厚生年金の支給開始が 60 歳になる女性が老齢基礎年金を 60 歳から繰上げをすると、老齢基礎年金は 30%の減額支給になる。なお、差額加算(経過的加算)の支給は 65 歳からである。
- (2) 老齢厚生年金の支給開始が 63 歳になる男性が 60 歳から老齢厚生年金の繰上げをしたとき報酬比例部分は 18%の減額支給になる。差額加算と老齢基礎年金も繰上げ対象になり 30%減額される。ただし、差額加算そのものは減額されずに差額加算の減額分は報酬比例部分から差し引かれる。
- (3) 老齢厚生年金の支給開始が 65 歳になる人が 60 歳から報酬比例部分の繰上げをしたときは差額加算と老齢基礎年金も繰上げになり、報酬比例部分を含めて 30%の減額支給になる。ただし、差額加算そのものは減額されずに差額加算の減額分は報酬比例部分から差し引かれる。
- (4) 老齢厚生年金の支給開始が 63 歳になる男性が、59 歳時に障害者特例の条件に該当し、60 歳から老齢厚生年金を繰上げて受給したときの老齢基礎年金は、全部繰上げではなく「一部繰上げ」になる。
- (5) 老齢厚生年金と退職共済年金の支給開始が 63 歳になる男性が 60 歳から老齢基礎年金の繰上げ請求をしても、退職共済年金の支給額には影響ない。



[問 28] 離婚に伴う年金分割について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 離婚分割は平成 19 年 4 月 1 日以降に離婚した場合に適用される。分割の対象になる期間は平成 19 年 3 月以前を含む婚姻期間である。
- (2) 厚生年金の「報酬比例部分」と「老齢基礎年金」が分割の対象になる年金である。
- (3) 厚生年金基金の「代行部分」も分割の対象になるが、加算部分は分割対象にはならない。
- (4) 共済年金の「報酬比例部分と職域部分」が分割の対象になる年金である。
- (5) 離婚分割の請求は、原則として離婚以後「2 年以内」に年金事務所に申し出る。

[問 29] 厚生年金基金について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 運用益が出ないことから財政破綻状態になっている基金があり、約束した基金年金の支給が困難になっている。その結果、基金の代行部分を国に返上したり、解散する基金がある。このうち解散基金は解散時に保険料を一時金で清算したので、年金として支給されることはない。
- (2) 厚生年金基金は日本年金機構から支給される報酬比例部分の一部を肩代りして支給する。この基金年金を「代行年金」という。
- (3) 厚生年金基金には代行部分の年金に上積みする年金がある。この上積み年金は基金独自で定めているものであるから、基金によって支給額は異なる。
- (4) 厚生年金基金額の算出に用いる平均標準報酬(月)額は再評価しない額である。また基金額の算出にはスライド率を乗じない。
- (5) 基金の代行年金は、日本年金機構から支給される報酬比例部分と同じ年齢から支給される。

[問 30] 夫の老齢厚生年金に加給年金が加算されている場合、加給年金の対象になっている妻や子が一定の要件に該当すると、加給年金が支給されなくなる場合がある。次の記述のうち誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 離婚したとき。
- (2) 子が 18 歳になった年度末を経過したとき(身障の子は 20 歳に達したとき)。
- (3) 妻が 60 歳に達したとき。
- (4) 妻が障害基礎年金を受給したとき。
- (5) 妻が加入した厚生年金と共済年金を合計して 20 年以上ある年金を受給したとき。

[問 31] 在職老齢年金の用語としくみについて、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 総報酬月額相当額は、当月の標準報酬月額と当月以前1年間に支給された標準賞与額の総額を12で除して得た額(月額)とを合算した額である。賞与の支給がない人は、標準報酬月額が総報酬月額相当額になる。
- (2) 標準賞与額は1回に支給される賞与額の上限を150万円とし、1,000円未満の端数がある場合には切り捨てた額である。
- (3) 65歳未満の人の基本(年金)月額は、報酬比例部分と定額部分を合算した月額である。定額部分が支給されない年代の人は、報酬比例部分が基本月額になる。なお、共済年金の基本月額は職域加算を除いた額をいう。
- (4) 65歳からの在職老齢年金の算出に用いる基本月額は、老齢厚生年金(報酬比例部分と差額加算との合算額)の月額である。
- (5) 在職老齢年金の支給額が変更になったときは、そのつど日本年金機構から通知(支給額変更通知書)が郵送されてくる。

[問 32] 基本月額8万円、総報酬月額相当額28万円の人が在職(厚生年金加入)したときの65歳前の在職老齢年金額の改定について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 賞与の増額に伴い総報酬月額相当額が2万円増額になったので、在職老齢年金は「1万円」の増額になった。
- (2) もらい忘れの厚生年金が判明したことに伴い、基本月額が2万円の増額になったので、在職老齢年金は「1万円」の増額になった。
- (3) 年金改正により停止の基準額が1万円のアップした場合は、在職老齢年金は「0.5万円」の増額になった。
- (4) 「在職停止額は65歳になったら、支給されるか」との相談があるが、停止額が支給されることはない。
- (5) 在職老齢年金と雇用保険から高年齢雇用継続給付金が同時に受けられるときは、在職老齢年金は併給調整されて減額になる。

[問 33] 65歳になる社長さんの基本年金月額が「10万円」である。社長さんの在職老齢年金について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 在職老齢年金が全額停止になったときは、差額加算(経過的加算)も支給停止になる。
- (2) 総報酬月額相当額が「37万円」のとき、在職老齢年金は全額支給される。
- (3) 総報酬月額相当額が「47万円」のとき、在職老齢年金は「5万円」が支給される。
- (4) 総報酬月額相当額が「57万円」のとき、在職老齢年金は全額停止になる。
- (5) 一元化法の施行に伴い、昭和12年4月1日以前生まれの在職者にも在職老齢年金のしくみが適用されることになった。

[問 34] 厚生年金と共済年金の加入期間がある人の一元化以後(平成27年10月以後)の在職老齢年金について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 一元化前から在職老齢年金を受給している人には、在職老齢年金の激変緩和措置が適用される。
- (2) 在職停止額を算出する場合は厚生年金と共済年金の基本月額を合算した「合算基本月額」を用いて計算する。
- (3) 65歳未満の人に適用する在職停止額の計算(激変緩和措置)には「上限1割」、「35万円保障」、「本来の支給停止額」の3つ式があり、そのうち一番低い額を停止額とする。
- (4) 65歳以上に適用する在職停止額の計算(激変緩和措置)には「上限1割」、「35万円保障」、「本来の支給停止額」の3つ式があり、そのうち一番低い額を停止額とする。
- (5) 算出された支給額は、厚生年金の基本月額と共済年金の基本月額との比率に応じて按分する。

[問 35] 障害年金の用語やしくみについて、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 初診日とはケガや病気で初めて医師または歯科医師の診療を受けた日である。
- (2) 障害認定日は、障害の程度を認定(判定)する日であり、初診日から起算して1年6ヶ月が経過した日、または1年6ヶ月以内に傷病が治った(症状が固定し、治療の効果が期待できない状態になった場合を含む)場合は、その日である。
- (3) 障害認定日に障害の程度が障害認定基準に該当する傷病の状態にある場合に、障害年金が支給される。
- (4) 初診日前に国民年金の保険料を納付しなければならない期間があるときは初診日の月の前々月までの期間のうち、保険料を滞納した期間が3分の1以下であることが必要である(保険料納付要件)。
- (5) 65歳未満に初診日がある場合には、初診日の月の前々月までの2年間の保険料を納付しなければならない期間のうち、滞納がないことが必要である。



**〔問 36〕 障害基礎年金について、誤っているものを1つ選びなさい。**

- (1) 原則として、国民年金加入中に初診日があり、障害の程度が障害認定基準の1級または2級に該当した場合に障害基礎年金が支給される。また、18歳になる年度末までの子がいる場合には子の加算額が加算される(身障の子は20歳になるまで)。
- (2) 障害基礎年金の2級の額は満額の老齢基礎年金(780,100円)と同額である。子の加算額は224,500円である。
- (3) 障害基礎年金の1級の額は2級の「1.25倍(975,125円)」である。子の加算額は224,500円である。
- (4) 心臓にペースメーカーを装着すると、装着した日(初診日から1年6ヶ月以内に限り)が障害認定日になり、障害基礎年金が支給される。
- (5) 人工透析療法を受けた日(初診日から1年6ヶ月以内に限り)から3ヶ月を経過した日が障害認定日になり、障害基礎年金が支給される。

**〔問 37〕 障害年金について、誤っているものを1つ選びなさい。**

- (1) 20歳前に初診日がある障害の場合は、障害認定日以後に20歳になったときは20歳になったとき、障害認定日が20歳よりも後である場合は、その障害認定日に1級または2級に該当したときに障害基礎年金が支給される。この場合は、保険料納付要件は問われない。
- (2) 20歳前に初診日がある障害の場合は、本人の所得が一定額以上の場合には障害基礎年金の全額または半額が支給停止になる。
- (3) 国民年金の被保険者の資格を失った後でも、日本に住んでいる60歳以上65歳未満の間に初診日があり、障害等級の1級または2級に該当する場合は障害基礎年金が支給される。この場合は、保険料納付要件を満たしていることが必要である。
- (4) 障害認定日に障害認定基準に該当しなかった人が、その後に症状が悪化して障害基準に該当したときは、65歳に達する前日までに請求をすることにより「事後重症による障害年金」が支給される。
- (5) 「事後重症による障害年金」を請求した場合は、傷病が悪化したときまでにさかのぼって障害年金が支給される。

[問 38] 障害厚生年金について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 障害厚生年金は厚生年金の加入中に初診日がある傷病により、障害認定日に障害の程度が障害認定基準の3級以上に該当した場合に支給される。3級よりも軽い障害の場合は障害手当金(一時金)が支給される。
- (2) 障害の程度が1級または2級に該当した場合には障害基礎年金が併給される。また、65歳未満の一定の要件に該当する配偶者がいる場合には配偶者に対する加給年金224,500円が加算される。
- (3) 障害厚生年金の額は報酬比例部分から算出する。算出式に用いる被保険者期間の月数は初診日の月までの月数である。ただし、加入月数が300月未満の場合は300月として計算する。
- (4) 障害厚生年金の1級の額は2級の1.25倍の額である。ただし、配偶者に対する加給年金は1.25倍にはしない。
- (5) 障害厚生年金の3級には最低保障額があり、年額で585,100円(満額の老齢基礎年金の4分の3相当額)である。

[問 39] 年金の併給(両方が受給できること)について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 障害厚生年金と労災保険の障害補償年金は併給できる。ただし、労災年金は一定の率で減額される。
- (2) 65歳から老齢基礎年金と障害厚生年金は併給できる。
- (3) 65歳から障害基礎年金と老齢厚生年金は併給できる。
- (4) 65歳から障害基礎年金と遺族厚生年金は併給できる。
- (5) 遺族基礎年金と遺族厚生年金は併給できる。

**[問 40]** 障害年金の請求には「障害認定日による請求(本来請求)」と「事後重症による請求」などがある。この障害年金の請求について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 本来請求をする場合には、障害認定日以降3ヵ月以内の現症を記載した診断書を添付する。ただし、障害認定日から1年以上経過して請求する場合には、請求書提出日の3ヶ月以内の現症を記載した診断書も必要となる。
- (2) 本来請求をする場合、10年前に初診日がある人が、初診日から1年6ヵ月の障害認定日に障害の状態が障害年金に該当すると認定された場合は、年金請求日までの10年分の障害年金が支給される。
- (3) 事後重症による請求をする場合、請求日以前3ヶ月以内の現症を記載した診断書を添付する。
- (4) 本来請求をする場合、診断書のほかに「病歴・就労状況等申立書」を添付する。この申立書は初診日からの日常的な経過を年月順に具体的に記載する。なお医学的、専門的な記載の必要はない。
- (5) 初診日のときの病院と療養を受けている現在の病院とが異なる場合(転院した場合)は、初診時の病院が発行した「受診状況等証明書」の添付が必要である。

**[問 41]** 国民年金の夫が亡くなったとき、妻に寡婦年金、または死亡一時金が支給されることがある。この寡婦年金や死亡一時金について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 遺族基礎年金が支給される場合は、死亡一時金は支給されない。
- (2) 夫の死亡時に妻が死亡一時金を受給しても、妻が60歳になると寡婦年金が支給される。
- (3) 夫が国民年金の第1号被保険者として、保険料を36月(3年)以上納付していた場合に死亡一時金が支給される。なお、死亡一時金の額は納付した月数に応じた額である。
- (4) 夫は国民年金の第1号被保険者として保険料納付期間(免除期間を含む)が25年以上あった。夫との婚姻期間が10年以上ある場合には、妻が60歳から65歳になるまで寡婦年金が支給される。なお、寡婦年金の額は夫が65歳から受給できた老齢基礎年金額の4分の3に相当する額である。
- (5) 夫が老齢基礎年金を繰上げて受給していた場合や障害基礎年金を受給していた場合は、寡婦年金は支給されない。

[問 42] 遺族基礎年金などについて、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 遺族基礎年金の遺族は「子」,「子のいる妻(母子家庭)」,「子のいる夫(父子家庭)」である。ただし、遺族は死亡した人により生計を維持されていたことが必要である。
- (2) 遺族の子とは「18歳になった年度末までの子(高校を卒業するまでの子), または1級または2級の障害の状態にある20歳未満の子」をいう。
- (3) 自営業の夫(第1号被保険者)が死亡し、妻と13歳の子が残されたとき、妻に1,004,600円(= 780,100円+ 224,500円)の遺族基礎年金が支給される。
- (4) 末子(健常者)が高校を卒業すると妻に支給されている遺族基礎年金は減額されて780,100円になる。
- (5) 妻が厚生年金加入中に死亡したとき、遺族が55歳の夫と16歳の子の場合は、夫に遺族基礎年金と遺族厚生年金が支給される。遺族基礎年金が支給されなくなると、遺族厚生年金は夫が60歳になるまで支給停止になる。

[問 43] 夫は厚生年金加入中(在職中)に死亡した。遺族は39歳(昭和53年生まれ)の妻と15歳の子である。支給されている遺族給付について、誤っているものを1つ選びなさい。なお、夫は第1号被保険者として国民年金の保険料を15年納付していた。その後は厚生年金に5年加入していた。

- (1) 妻に遺族厚生年金と遺族基礎年金が支給されている。
- (2) 遺族厚生年金に中高齢寡婦加算が加算されている。
- (3) 夫の厚生年金加入は5年であったが、遺族厚生年金の額を算出するときは25年(300月)加入したものとして計算されている。
- (4) 妻が65歳になると中高齢寡婦加算は支給されなくなるが、妻に経過的寡婦加算が支給されることはない。したがって、遺族厚生年金は年額で585,100円の減額になる。
- (5) 65歳からは遺族厚生年金と妻自身の老齢基礎年金が併給される。



[問 44] 65歳になるA子さんは「遺族厚生年金12万円(月額)」と「老齢厚生年金6万円」,「老齢基礎年金は4万円」の受給権がある。A子さんに支給される年金を1つ選びなさい。

- (1) 遺族厚生年金「12万円」と老齢厚生年金「6万円」と老齢基礎年金「4万円」の合計額22万円が支給される。
- (2) 遺族厚生年金と老齢基礎年金はどちらか有利な年金を選択することになるので、遺族厚生年金「12万円」と老齢厚生年金「6万円」の合計額18万円が支給される。
- (3) 遺族厚生年金と老齢厚生年金はどちらか有利な年金を選択することになるので、遺族厚生年金「12万円」と老齢基礎年金「4万円」の合計額16万円が支給される。
- (4) 老齢厚生年金が優先支給されるので、遺族厚生年金「6万円(=12万円-老齢厚生年金6万円)」と老齢厚生年金「6万円」と老齢基礎年金「4万円」の合計額16万円が支給される。
- (5) 遺族厚生年金「8万円(=12万円 $\times$ 2/3)」と老齢厚生年金「3万円(=6万円 $\times$ 1/2)」の11万円と老齢基礎年金「4万円」の合計額15万円が支給される。なお、この場合も老齢厚生年金が優先支給されるので、実際の併給額は遺族厚生年金「5万円(11万円-老齢厚生年金6万円)」と老齢厚生年金「6万円」と老齢基礎年金「4万円」の合計額15万円になる。

[問 45] 今年度に老齢年金の受給権が発生する人の請求手続きについて、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 請求書は受給権が発生する3か月前に日本年金機構から郵送されてくる。
- (2) 国民年金の第1号被保険者や第3号被保険者の請求先は市区町村である。厚生年金だけに加入した人や厚生年金と国民年金の期間がある人は年金事務所や年金相談センターである。
- (3) 共済年金と厚生年金に加入した人の老齢年金や遺族年金の請求は共済組合または年金事務所のいずれか1ヶ所に提出すればよい。なお、障害年金は初診日に加入していた年金制度を管掌する実施機関に請求しなければならない。
- (4) 年金請求の手続きを怠ると5年より前の支給分は時効でもらえない。
- (5) 年金の請求手続きは本人が行うが、委任状があれば本人以外の人でも手続きができる。



[問 46] 今月、年金の請求をした和夫さん(厚生年金加入 30 年)に年金証書が届いた。この年金証書について、誤っているものを 1 つ選びなさい。

- (1) 年金証書には受給する年金の種類, 受給権者の氏名, 生年月日, 受給権を取得した年月の記載がある。
- (2) 年金額の内訳欄には, 基本となる年金額とは別に加給年金額または加算額の欄が設けられている。基本となる年金額は報酬比例部分の年金である。在職停止がある人は支給停止額が記載されており, 差額が年金額になっている。
- (3) 老齢厚生年金の年金証書だから, 厚生年金基金の加入月数や平均標準報酬月額または平均標準報酬額は記載されていない。
- (4) 65 歳から支給される老齢基礎年金の見込み額は記載されていない。
- (5) 年金証書を紛失したなどの理由で年金証書の再交付依頼をすると, 現在受給している年金額を記載した証書が郵送されてくる。

[問 47] 年金受給者に送付される書類について, 誤っているものを 1 つ選びなさい。

- (1) 「公的年金等の受給者の扶養親族等の申告書(ハガキ形式)」は, 所得税の課税対象になった人に日本年金機構から毎年 11 月中旬(28 年度は 8 月下旬)に届き, 必要事項を記入して返送する。申告書の提出を怠ると税金が多くかかる。ただし, 独身者は申告書の提出が不要である。
- (2) 「支給額変更通知書(A 4 サイズ)」は, 在職老齢年金の支給額が変わったときや 65 歳になったときなど, 本人自身に改定理由がある場合に届く。
- (3) 「年金額改定通知書(ハガキ形式)」は, 法律改正や物価の変動など, 日本年金機構(国)に改定理由がある場合に届く。
- (4) 「年金振込通知書(ハガキ形式)」は, 原則として毎年度 6 月に当年度の 1 回の振込額(2 ヶ月分)が記載されている。所得税が課税される人には税額が記載されている。
- (5) 年金の振込先の金融機関を変えるときに, 「年金受給権者・受取機関変更届(ハガキ形式)」を受給者の住所地を管轄する年金事務所に提出する(郵送可)。なお, 厚生年金基金からの年金の受取機関の変更については, 基金独自の変更届をその基金に提出しなければならない。

[問 48] 65 歳になると「特別支給の老齢厚生年金」の受給権は消滅するので、改めて年金の請求を行う。このときの請求書を「年金請求書(国民年金・厚生年金保険老齢給付)(ハガキ形式)」という。この年金請求について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 65 歳から老齢厚生年金と老齢基礎年金の両年金を受給する人は、請求書の繰下げ希望欄に何も記載しないで、日本年金機構に返送する。
- (2) 老齢基礎年金または老齢厚生年金のいずれかの年金を繰下げ受給する人は、繰下げ希望欄に繰下げする年金に○印をつけて、日本年金機構に返送する。
- (3) 老齢基礎年金と老齢厚生年金の両年金を繰下げ受給する人は、該当する希望欄の老齢基礎年金と老齢厚生年金に○印をつけて、日本年金機構に返送する。
- (4) 年金の繰下げ待機者が繰下げた年金を受給するときは「老齢基礎・厚生年金支給繰下げ請求書(様式第 235)」を年金事務所に提出する。また、繰下げ待機者が 65 歳からの支給額を請求するときは「老齢基礎・厚生年金裁定請求書－65 歳支給－(様式第 236)」を年金事務所に提出する。
- (5) 国民年金だけに加入した人にはこのハガキは届かない。繰下げ支給を希望するときには、65 歳前に届いた年金請求書(A 4 サイズ)を提出してはならない。

[問 49] 一元化以後に受給権が発生した遺族年金について、誤っているものを1つ選びなさい。なお、亡夫の年金加入歴は国民年金の期間が2年、公務員の期間が15年、厚生年金(会社員)の期間が8年である。遺族は子のいない妻(41歳)である。

- (1) 退職以後に死亡した場合(長期要件)、遺族年金額はそれぞれの加入期間ごとに計算し、公務員期間15年分は共済組合、厚生年金期間8年分は日本年金機構から支給される。
- (2) 厚生年金加入中に死亡した場合(短期要件)、遺族年金額はそれぞれの加入期間ごとに計算した合計額になる。なお、それぞれの年金制度の加入期間とを合算して25年未満なので、25年加入したものとして遺族年金額を計算する。遺族年金は死亡時に加入していた厚生年金(日本年金機構)から公務員期間を含めた遺族年金が支給される。
- (3) 亡夫が障害共済年金(2級)を受給していた場合(短期要件)、遺族年金額はそれぞれの加入期間ごとに計算した合計額になる。なお、それぞれの年金制度の加入期間とを合算して25年未満なので、25年加入したものとして遺族年金額を計算する。遺族年金は初診日に加入していた共済組合から支給される。
- (4) 退職している夫が、在職中(厚生年金加入中)に初診日がある傷病により初診日から起算して5年を経過する日前に死亡したとき(短期要件)、遺族年金額はそれぞれの加入期間ごとに計算した合計額になる。なお、公務員期間と厚生年金期間とを合算して25年未満なので、25年加入したものとして遺族年金額を計算する。遺族年金は初診日に加入していた厚生年金(日本年金機構)から支給される。
- (5) 公務員期間と厚生年金期間を合計して20年以上あるので、65歳になるまで遺族年金に中高齢寡婦加算が支給される。中高齢寡婦加算は遺族年金に加算されるものだから、遺族年金を支給する年金制度(実施機関)から按分して遺族年金とセットで支給される。

[問 50] 太郎さんに届いた「ねんきん定期便」について、誤っているものを1つ選びなさい。なお、太郎さんは引き続いて65歳になるまで在職(厚生年金加入)する。

- (1) 今年59歳になる太郎さん(支給開始年齢62歳)に届いたねんきん定期便の年金見込額は、62歳になるまで在職(厚生年金加入)したものと仮定したときの見込額である。
- (2) ねんきん定期便の年金見込額は基金の代行部分を除いた額である。
- (3) ねんきん定期便の年金見込欄には配偶者加給や振替加算額は記載されていない。
- (4) ねんきん定期便の年金見込額の欄には、「公務員厚生年金期間」と「私学共済厚生年金期間」の欄が新たに設けられた。
- (5) 共済年金加入者の年金見込額の欄には、経過的職域加算額の記載欄がある。

# 「試験問題解説編」



平成29年2月4日実施

《第40回》

# 目 次

## 厚生年金と共済年金の一元化

問1	被用者年金一元化	28
問2	被用者年金一元化以後の年金額の端数処理	28
問3	被用者年金一元化以後の年金請求や支給元	29
問4	被用者年金一元化以後の職域部分の年金や退職年金	29
問5	被用者年金一元化以後の在職老齢年金の改正	29
問6	厚生年金・共済年金の支給開始年齢	30
問7	被用者年金一元化以後の年金	30
問8	共済年金の報酬比例部分と職域部分	31

## 国民年金

問9	国民年金の制度	31
問10	国民年金の加入者	32
問11	国民年金の任意加入者	33
問12	国民年金保険料の免除制度	33
問13	国民年金の第3号被保険者	33
問14	国民年金の3号不整合期間	34
問15	保険料の免除・学生の納付特例・30歳未満の若年者の納付猶予	34
問16	国民年金の保険料	35
問17	カラ期間に該当しない期間	35
問18	国民年金の付加保険料と付加年金	36
問19	配偶者加給と振替加算	36
問20	繰上げ支給のデメリット	36
問21	国民年金基金	37

## 厚生年金・共済年金

問22	厚生年金制度の歴史	37
問23	年金の加入年齢	38
問24	厚生年金の保険料やしくみ	38
問25	老齢厚生年金の年金額の算出式	39
問26	定額部分・差額加算・配偶者加給等	39
問27	年金の繰上げ支給	39
問28	離婚に伴う年金分割	40
問29	厚生年金基金	40
問30	配偶者加給・加給年金	41

## 在職老齢年金

問31	在職老齢年金の用語としくみ	41
問32	在職老齢年金額（1）	42
問33	在職老齢年金額（2）	42
問34	一元化以後の在職老齢年金	43

## 障害年金・遺族年金

問35	障害年金の用語やしくみ	43
問36	障害基礎年金	43
問37	障害年金	44
問38	障害厚生年金	44
問39	障害年金と他の年金との併給	45
問40	障害年金の請求	45
問41	寡婦年金と死亡一時金	46
問42	遺族基礎年金	46
問43	遺族給付	47
問44	併給調整	47

## 受給手続き

問45	老齢年金の請求手続き	48
問46	年金証書	48
問47	年金受給者に送付される書類	49
問48	65歳時の年金請求手続き	49
問49	一元化以後の遺族年金	50
問50	ねんきん定期便	51



# 正解と解説

## 年金実務

各問の(1)~(5)の中から正しいものを1つ選んでください。

### ● 厚生年金と共済年金の一元化

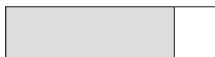
#### 被用者年金一元化

**問 1** 被用者年金一元化により共済年金のしくみは厚生年金に統一された。この改正に伴い、それぞれの年金制度の加入者の名称も変更になった。変更後の名称について誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 会社員の厚生年金の被保険者の名称は「第1号厚生年金被保険者」になった。
- (2) 国家公務員共済の組合員の名称は「第2号厚生年金被保険者」になった。
- (3) 地方公務員共済の組合員の名称は「第3号厚生年金被保険者」になった。
- (4) 私立学校共済の加入員の名称は「第4号厚生年金被保険者」になった。
- (5) 農協や漁協職員で、年金に加入している人の名称は「第5号厚生年金被保険者」になった。

正解率 80%

正解 (5)



---▶解説

農協や漁協の職員の名称は「第1号厚生年金被保険者」である。

### 被用者年金一元化以後の年金額の端数処理

**問 2** 被用者年金一元化以後（平成27年10月以後）の年金額の端数処理及び年金額について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 一元化以後の年金額は、これまでの百円単位（50円未満切捨て50円以上は切上げ）から1円単位（50銭未満切捨て50銭以上は切上げ）に変更になったが、例外もある。
- (2) 老齢基礎年金（40年未満の加入）、振替加算、経過的寡婦加算の支給額は1円単位に変わった。
- (3) 満額の老齢基礎年金、加給年金、障害厚生年金（3級）の最低保証額、中高齢寡婦加算は百円単位の年金額である。
- (4) 各期の支払額（2ヶ月分）に1円未満の端数が生じた場合は切り捨てる。
- (5) 支払期に切り捨てた円未満の端数の合計額は4月期の支払額に加算する。

正解率 31%

正解 (5)



---▶解説

支払額の切り捨てた端数の合計額は2月期の支払額に加算する。



## 被用者年金一元化以後の年金請求や支給元

問 3 被用者年金一元化以後の年金請求や支給元などについて、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 共済年金と厚生年金に加入した人の老齢（退職）年金の請求は、共済組合でも年金事務所でも受け付けることができる。
- (2) 共済年金と厚生年金に加入した人が亡くなった場合の遺族年金の請求書は、死亡した人が所属していた実施機関に提出しなければならない。
- (3) 共済年金と厚生年金に加入した人の障害年金の請求書は、初診日に加入していた年金制度（実施機関）に提出しなければならない。
- (4) 共済年金は厚生年金のしくみに統一されたが、老齢年金の支払いは従来どおり、それぞれ加入した年金制度（実施機関）から支給される。
- (5) 一元化以降に受給権が出来た人が共済年金の振込先の金融機関を変更する場合（指定がえ）は、「年金受給権者 受取機関変更届（ハガキ）」を年金事務所に送付することでも変更できる。

正解率 23%

正解 (2)

▶解説

遺族年金の請求書は共済組合または年金事務所のいずれかに提出することができる。

## 被用者年金一元化以後の職域部分の年金や退職年金

問 4 被用者年金一元化以後に共済組合から支給される「職域部分の年金」や「退職年金（年金払い退職給付）」について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 一元化前に共済年金に1年以上の加入期

間がある人には「職域部分の年金」が支給される。職域部分の年金は終身年金であるが、本人の希望により10年または20年の受給期間を選択することができる。また、一時金で受け取ることもできる。

- (2) 一元化以後の共済年金の期間から「職域部分の年金」が算出されることはない。
- (3) 一元化以後の共済年金の加入期間から「退職年金（年金払い退職給付）」が支給される。支給は65歳からである。この退職年金は終身年金と有期年金との組み合わせである。60歳から繰上げて受給することもできる。
- (4) 退職年金の2分の1は終身年金で残りは有期年金である。なお、終身年金は本人が死亡した以後は支給されない。有期年金の残余部分は遺族に一時金として支給される。
- (5) 退職年金の有期年金は本人の希望により10年または20年の受給期間を選択することができる。一時金で受け取ることもできる。

正解率 25%

正解 (1)

▶解説

職域部分の年金は終身年金で、有期年金や一時金で受け取ることはできない。また、同一の共済組合員である間は、所得の多寡にかかわらず全額停止になる。

## 被用者年金一元化以後の在職老齢年金の改正

問 5 被用者年金一元化以後の在職老齢年金の改正について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 厚生年金の在職停止額を算出するときに用いる基準額は、一元化前も以後も65歳未満は「28万円」で、65歳以上は「47万円」である。
- (2) 共済年金から厚生年金に転職した人の共

済年金の在職停止額を計算するとき用いる「基準額」は65歳未満は「47万円」であったが、一元化以後は厚生年金と同様に「28万円」に改めた。

- (3) 共済年金の在職停止額を計算するとき用いる基準額は、65歳以後は「28万円」であったが、一元化以後は厚生年金と同様に「47万円」に改めた。
- (4) 複数の被用者年金の受給権が一元化前に発生している人の在職老齢年金は、既得権を尊重して一元化後も従来通りの在職老齢年金のしくみが適用される。
- (5) 複数の被用者年金の受給権が一元化後に発生している人の在職老齢年金は、それぞれの基本年金額を合算した額に基づいて在職停止額を計算し、支給額は合算基本年金額に占めるそれぞれの基本年金額の割合で按分する。

正解率 41%

正解 (4)

--	--

▶解説

一元化前から継続して共済年金に加入している人であっても、一元化後の改正に基づいて、(5)のしくみが適用される

### 厚生年金・共済年金の支給開始年齢

問 6 今年5月に60歳になる人(昭和32年5月生まれ)の年金の支給開始年齢について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) A夫さんの「特別支給の老齢厚生年金」は、63歳から支給される。
- (2) B子さんの「特別支給の老齢厚生年金」は、63歳から支給される。
- (3) C夫さんの「特別支給の退職共済年金」は、63歳から支給される。
- (4) D子さんの「特別支給の退職共済年金」は、63歳から支給される。
- (5) E子さんの厚生年金加入は11ヵ月で、国民年金の保険料納付済期間は349ヵ月あ

る。E子さんの老齢厚生年金と老齢基礎年金は、65歳から支給される。

正解率 77%

正解 (2)

--	--

▶解説

厚生年金の支給開始年齢は性別と生年月日で異なる。共済年金は生年月日で支給開始年齢が定められているが、性別での区別はない。

- (2) B子さんの「特別支給の老齢厚生年金」は60歳から支給される。
- (5) 1年未満の加入がある厚生年金や共済年金は65歳から支給される(新年金の人)。なお、一元化以後は厚生年金の加入期間が1年未満であっても共済年金の期間と合算して25年以上になる場合には、1年未満の厚生年金は65歳前から支給される。

### 被用者年金一元化以後の年金

問 7 被用者年金一元化以後の年金について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 障害共済年金の受給者が共済年金に加入している間は、在職老齢年金のしくみが適用されたが一元化以後は廃止され、全額支給されることになった。
- (2) 一元化以後に初診日がある場合、障害共済年金の支給要件にこれまでの在職要件でなく、厚生年金と同様の保険料納付要件が問われることになった。
- (3) 一元化以後、共済年金加入中に死亡した場合、遺族共済年金の支給要件に保険料納付要件が問われることになった。
- (4) 一元化以後に死亡した夫は公務員として共済年金に15年、転職して会社員として厚生年金に10年加入していた。それぞれの年

金制度の加入期間が20年未満なので、65未満の妻に支給される遺族厚生年金に中高齢寡婦加算は加算されない。

- (5) 遺族共済年金を受給している「子のいない妻」が再婚すると、妻に対する遺族共済年金の受給権は消滅し、次順位の同居の母に受給権が移る（母が遺族共済年金を受け取ることができる）ことになっていた。これを転給という。一元化後はこの転給制度は廃止された。

正解率 62%

正解 (4)

--	--

#### ▶解説

一元化以後に異なる被用者年金の加入期間を合算して20年以上ある夫が死亡した場合に、65歳未満の妻に支給される遺族厚生年金に中高齢寡婦加算が加算される。

### 共済年金の報酬比例部分と職域部分

問 8 公務員の富夫さんは22歳から就職し、今年3月で60歳になる（昭和32年3月生まれ）。62歳から支給される年金について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 退職共済年金は報酬比例部分と職域部分の合算額である。
- (2) 職域加算の額は、報酬比例部分の20%に相当する乗率で計算した額になる。
- (3) 62歳以降も在職（共済年金加入）すると、報酬比例部分は在職老齢年金のしくみが適用される。ただし、在職停止額の計算をする場合には職域部分の年金は除く。
- (4) 62歳以降も在職し65歳になると報酬比例部分と職域加算は62歳から加入した3年分が増額になる。
- (5) 62歳以降も在職し65歳になると定額部分相当額は差額加算と老齢基礎年金になり、差額加算は共済年金から、老齢基礎年金は日本年金機構から支給される。

正解率 42%

正解 (4)

--	--

#### ▶解説

65歳前の報酬比例部分は62歳になるまで加入した期間から算出された年金額である。在職中は加入期間の見直しは行われない。65歳になると報酬比例部分は62歳から加入した3年分が増額になるが、職域加算は増額にならない。その理由は、平成27年10月以降に加入した期間から職域加算は算出されないからである（富夫さんは平成29年3月に60歳）。なお、平成27年10月以降の加入期間から「年金払い退職給付（退職年金）」が支給される。

## ● 国民年金

### 国民年金の制度

問 9 国民年金の制度について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 国民年金制度は昭和36年4月にスタートした。同時に、異なる年金制度の期間を合計して一定の期間がある場合に受給資格を満たすことができる通算制度も施行され、年金がもらいやすくなった。
- (2) 国民年金に加入できる年齢は「20歳以上60歳未満」である。
- (3) 保険料納付期間と免除期間とを合算して25年以上あれば受給資格を満たし、老齢基礎年金が支給される。この25年の中には厚生年金に加入した期間やカラ期間を入れてもよいことになっている。
- (4) 昭和61年4月の改正で、厚生年金や共済年金に加入している人も、同時に国民年金に加入することになった。

(5) 老齢基礎年金の支給は65歳からであるが、希望すれば65歳前から受給できる「繰上げ支給」や66歳以降に受給できる「繰下げ支給」を選択することもできる。

正解率 35%

正解 (2)



▶解説

国民年金に加入できる年齢は「20歳以上65歳未満」である。そのうち、強制加入期間は20歳以上60歳未満であり、60歳から65歳になるまでは任意加入できる期間である。なお、65歳になっても老齢基礎年金の受給資格がない人は、特例的に70歳になるまで任意加入することができる。ただし、70歳前に受給権が発生した場合は、以後の特例任意加入はできない。なお、この特例任意加入期間中に付加保険料を納付することはできない。

## 国民年金の加入者

問 10 国民年金の加入者（被保険者）について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 第1号被保険者とは、20歳以上65歳未満の自営業者や専業農家の人や、夫の健康保険を使えない妻である。
- (2) 第2号被保険者とは、厚生年金や共済年金の加入者である。65歳に達するまでの人が該当する。
- (3) 第3号被保険者とは、厚生年金や共済年金に加入している人（第2号被保険者）の被扶養配偶者（20歳以上60歳未満）である。ただし、昭和61年4月以降の期間に限る。
- (4) 在外邦人（外国に居住する日本人）は、20歳以上65歳未満の間は国民年金に任意加入することができる。

(5) 平成28年10月から一定の短時間労働者は厚生年金に加入することが義務づけられた。この人たちは20歳以上65歳未満の間は国民年金の第2号被保険者となる。

正解率 44%

正解 (1)



▶解説

- (1) 第1号被保険者（国民年金の強制加入者）とは、20歳以上60歳未満の自営業者や専業農家の人や夫の健康保険を使えない妻である。夫の健康保険を使えない妻とは、年収が130万円以上（障害者は180万円以上）ある妻である。
- (2) 第2号被保険者とは、厚生年金や共済年金の加入者である。原則として65歳に達するまでの人が該当する。65歳から老齢基礎年金が支給されることから、厚生年金に加入していても65歳以後は国民年金の第2号被保険者にはならない。なお、65歳時点で老齢基礎年金の受給資格がない在職者（厚生年金加入者）は国民年金の第2号被保険者となる。
- (5) 一定の短時間労働者に該当するケースとは学生でない人で「①従業員が501人以上いる規模の会社に勤める。②1週間の所定労働時間が20時間以上である。③継続して1年以上勤務する。④賃金月額が8.8万円以上である。」①からの④いずれにも該当している場合である。

## 国民年金の任意加入者

問 11 国民年金に「任意加入」できる人を、1人選びなさい。

- (1) カラ期間が5年ある60歳の専業主婦の京子さん。
- (2) 22歳のときに農協に就職し、60歳以後も引き続き在職（厚生年金加入）している福岡さん。
- (3) 18歳のときに漁協に就職し、60歳で退職した山口さん。
- (4) 老齢基礎年金を60歳から繰上げて受給している広島さん。
- (5) 20歳から60歳になるまで、国民年金の保険料を40年間納付した専業農家の青森さん。

正解率 79%

正解 (1)



### ▶解説

厚生年金や共済年金に加入している人、国民年金の保険料納付済期間が40年ある人、老齢基礎年金の繰上げ支給を受けている人は国民年金に任意加入はできない。

## 国民年金保険料の免除制度

問 12 国民年金の保険料の免除制度について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 生活保護法の生活扶助を受けていた期間は法定免除期間になる。
- (2) 障害基礎年金を受給している期間は法定免除期間になる。
- (3) 3級の障害厚生年金を受給している期間は法定免除期間になる。
- (4) 申請免除が認められると、過去2年分まで遡及して保険料の免除が認められる。
- (5) 免除期間が平成21年3月前と4月以降で

は、老齢基礎年金の支給額は異なる。同じ免除月数であっても、平成21年4月以降の期間の方が支給額が多い。

正解率 48%

正解 (3)



### ▶解説

3級の障害厚生年金を受給している期間は法定免除期間にならない。1級または2級の障害厚生年金（障害基礎年金）を受給している期間は法定免除になる。

## 国民年金の第3号被保険者

問 13 国民年金の第3号被保険者について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 夫が外国の支店に4年間の予定で転勤となった。妻（第3号被保険者）は夫と共に外国に居住する。妻は国民年金の任意加入者ではなく、第3号被保険者のままである。
- (2) 第3号被保険者の国民年金の保険料は、配偶者が加入している厚生年金または共済年金から基礎年金拠出金として拠出（納付）しているので、自ら納める必要はない。
- (3) 夫が65歳以後も在職（厚生年金加入）したとき、59歳の妻は第3号被保険者である。
- (4) 第3号被保険者の年収が130万円以上になると、第1号被保険者になる。
- (5) 第3号被保険者になっている妻が離婚した場合は第1号被保険者になり、自ら国民年金の保険料を納付しなければならない。

正解率 53%

正解 (3)



### ▶解説

(1) 国民年金の被保険者のうち、「日本に住所があること」の要件が問われるのは第1号被保険者のみである。海外



に5年以内の勤務であれば、夫は第2号被保険者のままとなる。したがって、妻（第3号被保険者）が外国に居住することになったときでも、妻の第3号被保険者の資格は喪失しない。

- (3) 年金の受給権がある夫が65歳以後に在職（厚生年金加入）しても、国民年金の第2号被保険者にならない、したがって、60歳未満の妻は第1号被保険者になる。

### 国民年金の3号不整合期間

**問 14** 夫が退職した場合などは、妻は国民年金の第3号被保険者から第1号被保険者に種別変更になる。この変更の手続きを怠り、第3号被保険者のままの記録になっているケースがある（3号不整合期間という）。この3号不整合期間について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 2年前までの第1号被保険者の未納期間は保険料を納付する義務があり、保険料を納付しない期間は保険料未納期間となる。2年より前の期間は原則として、保険料徴収の時効にかかり納付できない。
- (2) 2年を経過した3号不整合期間は「特定期間該当届」を年金事務所に届出することによりカラ期間（受給資格期間）となる。
- (3) 2年を経過した3号不整合期間については保険料を特例的に追納することができる。追納期限は平成27年4月から平成30年3月の3年間に限られる。
- (4) 3号不整合期間の保険料の特例追納は60歳未満の人は過去10年以内の期間、60歳以上の人は50歳以上60歳未満の期間である。
- (5) 老齢基礎年金を受給している人に3号不整合期間が判明した場合、保険料を特例追納をしなかった場合は平成30年4月から、特例期間の長短に応じて老齢基礎年金は減

額されるが、受給していた額の80%は保障される。

正解率 35%

正解 (5)



---▶解説

特例追納をしなかった人は、受給している老齢基礎年金額の90%は保障される。

### 保険料の免除・学生の納付特例・30歳未満の若年者の納付猶予

**問 15** 国民年金の保険料の「免除」と「学生の納付特例」と「30歳未満の若年者の納付猶予」について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 学生の納付特例と30歳未満の若年者の納付猶予の期間は老齢基礎年金額の対象になる期間である。ただし、保険料を納付していないので、全額免除期間と同様の額が支給される。
- (2) 免除期間、学生の納付特例、若年者の納付猶予期間のうち、過去10年以内の期間は保険料の追納ができる。
- (3) 申請免除は本人の所得が低額であっても親と同居している場合は、親の所得により免除の認定が行われる。
- (4) 学生の納付特例は、親と同居していても学生本人の所得が一定額以下の場合に納付特例が認められる。
- (5) 若年者の納付猶予は、親と同居していても本人および配偶者の所得が一定額以下である場合に、保険料の納付が猶予される。なお、平成28年7月から30歳未満を50歳未満に引き下げられた。

正解率 47%

正解 (1)



---▶解説

「学生の納付特例」と「30歳未満の若年者の納付猶予」の期間は受給資格期間になるが、老齢基礎年金額に反映されない期間である。なお、この期間中に障害になったり、死亡した場合には、障害基礎年金または遺族基礎年金が支給される場合がある。

## 国民年金の保険料

問 16 国民年金の保険料について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 平成28年度の国民年金の保険料は月額16,260円である。
- (2) 保険料は平成29年度まで毎年4月に改定される。平成29年度以降は月額16,900円に固定されるが、物価や賃金の変動で見直しされる場合がある。
- (3) 国民年金に任意加入したとき、希望すれば付加保険料を納付することができる。なお、65歳以上70歳未満の特例任意加入期間は付加保険料を納付することはできない。
- (4) 保険料の免除期間中に希望すれば付加保険料を納付することができる。
- (5) 農協や漁協に勤めている人(20歳以上60歳未満)は国民年金の保険料を自ら納付する必要はない。厚生年金の保険料から、国民年金の保険料相当額を「基礎年金拠出金」として国民年金制度に拠出しているからである。

正解率 77%

正解 (4)

--	--

▶解説

保険料免除期間に付加保険料を納付することはできない。

## カラ期間に該当しない期間

問 17 年金は原則として25年加入した人に支給される。この25年の受給資格期間にはカラ期間を含めてもよいことになっている。このカラ期間に該当しない期間を1つ選びなさい。

- (1) 厚生年金や共済年金の加入者の妻(専業主婦)で結婚から昭和61年3月までの国民年金に任意加入しなかった期間。
- (2) 専業農家の夫婦で妻(専業主婦)が保険料を納付しなかった60歳前の期間。
- (3) 学生(20歳以上)で平成3年3月までの国民年金に任意加入しなかった期間。
- (4) 在外邦人(外国に居住している日本人)の20歳から60歳までの国民年金に任意加入しなかった期間
- (5) 国民年金に任意加入した期間のうち、保険料を滞納した60歳になるまでの期間。

正解率 60%

正解 (2)

--	--

▶解説

- (2) 専業農家の妻(専業主婦)は、60歳になるまでは国民年金の第1号被保険者で、保険料を納付しなかった期間は保険料滞納期間になる。
- (4) 在外邦人(外国に居住している日本人)の20歳から65歳までは国民年金に任意加入できるが、カラ期間をみる場合には20歳から60歳になるまでの期間である。
- (5) 平成26年4月改正でカラ期間とされることとなった。

## 国民年金の付加保険料と付加年金

問 18 国民年金の付加保険料と付加年金について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 付加保険料を納付できる人は、国民年金の第1号被保険者と任意加入被保険者である。
- (2) 前年の消費者物価指数が変動すると、付加年金も同率で変わる。
- (3) 農業者年金に加入すると、付加保険料を納付する義務が生じる。
- (4) 国民年金基金の給付には付加年金相当分が含まれているので、付加保険料を納付することはできない。
- (5) 老齢基礎年金を繰上げて受給をすると付加年金も同率で減額される。

正解率 49%

正解 (2)

<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
-------------------------------------	--------------------------

▶解説

付加保険料と付加年金は物価や賃金の変動は反映しない。

## 配偶者加給と振替加算

問 19 夫の老齢厚生年金に配偶者加給が加算されている。6歳年下の妻は60歳時点で国民年金に40年間加入することになる。この妻の年金について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 65歳から満額の老齢基礎年金（780,100円）と振替加算が支給される。
- (2) 付加保険料を10年間納付したので、65歳から付加年金24,000円が支給される。
- (3) 60歳から老齢基礎年金を繰上げて受給すると、老齢基礎年金は546,070円（＝780,100円×70%）の額になる。この減額支給になった老齢基礎年金額は65歳になっても変わらない。

- (4) 60歳から老齢基礎年金を繰上げると、その翌月から夫に支給されている配偶者加給は支給停止になる。
- (5) 60歳から老齢基礎年金を繰上げても、振替加算は65歳から支給される。

正解率 45%

正解 (4)

<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
--------------------------	-------------------------------------

▶解説

妻が60歳から老齢基礎年金を繰上げても、夫に支給されている配偶者加給は支給停止にならない。妻が65歳になると夫に支給されていた配偶者加給は支給されなくなり、その代わりに妻の老齢基礎年金に振替加算が加算される（昭和41年4月1日以前生まれの妻に限る）。

## 繰上げ支給のデメリット

問 20 老齢基礎年金を繰上げたときのデメリットについて、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 繰上げ請求をすると、その後に繰上げ支給の取り消しや変更はできない。
- (2) 老齢基礎年金は一生減額支給される。60歳から老齢基礎年金を繰上げた場合は、76歳9カ月以降は繰上げしない年金の方が有利になる。
- (3) 60歳～65歳になるまでに事故や病気になっても障害基礎年金の請求ができない。また事後重症の請求もできない。
- (4) 「寡婦年金」の請求はできない。
- (5) 65歳になる間に遺族厚生年金の受給権が発生した場合は、繰上げた老齢基礎年金と遺族厚生年金の両年金が支給される。

正解率 77%

正解 (5)

<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
-------------------------------------	--------------------------

▶解説



- (2) 老齢基礎年金を60歳から早くもらうと、65歳になるまでは70%の額が5年間支給される。支給総額(率)350%になる。一方、65歳からの老齢基礎年金は30%の減額になる。350%の年金をもらったが、65歳から毎年30%の減額になるため、繰り上げた350%の年金はいつか無くなることになる。それはいつか?⇒計算は350%÷30%で算出する。答えは11.66になる。65歳から11.66年(76歳9ヶ月)を経過したときから繰上げしない老齢基礎年金が有利になる。
- (5) 65歳前は2以上の年金は受給できないので、遺族厚生年金と老齢基礎年金は選択関係になり、遺族厚生年金を選択した場合は、老齢基礎年金は65歳になるまでは支給停止になる。65歳以後は遺族厚生年金と繰上げ減額された老齢基礎年金とは併給される。

国民年金基金に加入して、年金を増やすことができるようになった。

- (5) 農業者年金に加入している人は国民年金基金に加入することはできない。

正解率 48%

正解 (4)

--	--

#### ▶ 解説

国民年金の第2号被保険者と第3号被保険者は国民年金基金に加入できない。なお、国民年金基金の加入は任意だが、加入後は途中で任意に脱退することはない。また、地域型基金に加入した人が転居した場合や職能型基金に加入した人が該当する業務に従事しなくなったときは加入資格のある国民年金基金に引き続き加入することができる。ただし、資格を喪失して3ヶ月以内に手続きをしなければならぬ。

## 国民年金基金

問 21 国民年金基金について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 国民年金基金には「地域型」と「職能型」の2つがある。ただし、同時に2つの基金に加入することはできない。60歳以上65歳未満の国民年金の任意加入者も基金に加入できるようになった。
- (2) 地域型国民年金基金には同一の都道府県内に住所がある第1号被保険者が加入できる。各都道府県に1つずつ設置されている。
- (3) 職能型国民年金基金は全国の同種の事業または業種に従事している第1号被保険者で組織され、それぞれの事業または業務について1つずつ設置されている。
- (4) 国民年金の第3号被保険者も希望すれば

## 厚生年金・共済年金

### 厚生年金制度の歴史

問 22 厚生年金制度の歴史について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 工場現場で働く男子工員や坑内員が公的年金に加入できたのは「昭和17年6月1日」からである。この年金制度の名称を労働者年金保険という。
- (2) 女子と事務職の男子が年金に加入できるようになったのは「昭和19年10月1日」からである。このときに労働者年金保険を厚生年金保険に改称した。
- (3) 農林年金(共済年金)が厚生年金に統合されたのは「平成14年4月1日」である。
- (4) JR, JT, NTTが厚生年金に統合されたのは「平成15年4月1日」である。

- (5) 厚生年金と共済年金の一元化（被用者年金一元化）が施行されたのは「平成27年10月1日」である。

正解率 68%

正解 (4)

--	--

▶解説

JR, JT, NTTが厚生年金に統合されたのは「平成9年4月1日」である。

## 年金の加入年齢

問 23 年金の加入年齢などについて、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 厚生年金の保険料は44年以上納付することはできない。
- (2) 国民年金の保険料は40年以上納付することはできない。
- (3) 厚生年金の適用事業所に正社員として就職すると、20歳前でも厚生年金に加入することになる。
- (4) 70歳になった社長さんは在職老齢年金が適用になり、年金（報酬比例部分）の一部または全額が支給停止になる場合がある。
- (5) 70歳以降、社長さんは厚生年金の保険料を納付する義務はない。

正解率 71%

正解 (1)

--	--

▶解説

厚生年金に加入できる年齢は「15歳（義務教育終了者）以上70歳未満」である。したがって、厚生年金に55年間加入することは可能である。

## 厚生年金の保険料やしきみ

問 24 厚生年金の保険料やしきみについて、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 厚生年金の保険料は標準報酬月額に保険料率を乗じた額であり、保険料負担は労使折半である。なお、平成15年4月から賞与からも保険料を徴収することになった。
- (2) 厚生年金の保険料率は平成29年までは毎年9月に改定される。平成29年度以降の保険料率は「18.3%」に固定される。なお、公務員共済と私学共済の保険料（掛金）は厚生年金とは異なるが、将来、共済年金の保険料は18.3%になるまで引き上げられる。
- (3) 定額部分は「期間比例の年金」である。定額単価に加入月数を乗じて算出する。したがって、厚生年金に18歳から65歳なるまで加入すると47年分の支給額になる。
- (4) 報酬比例部分は「所得比例の年金」である。平均標準報酬（月）額と加入月数を基にして報酬比例額を算出する。加入期間が平成15年4月前と4月以後にある場合には、それぞれの期間の報酬比例額を求め、その合計額が報酬比例部分の年金になる。
- (5) 月々の標準報酬月額に再評価率を乗じた合計額をその期間の月数で除した額を平均標準報酬月額（平月）という。平成15年4月から賞与も年金額に反映することになったので、賞与を含めた平均値を平均標準報酬額（平額）という。

正解率 68%

正解 (3)

--	--

▶解説

厚生年金の加入期間が40年以上あっても、定額部分の支給額を計算するときには、月数の上限を480月（40年）とする。したがって、設問の場合は「1,626円×480月＝780,480円」となる。なお、報酬比例部分の支給額を計算するときには、実際に加入した月数を用いる。

## 老齢厚生年金の年金額の算出式)

問 25 老齢厚生年金の年金額の算出式について、誤っているものを1つ選びなさい(昭和21年4月2日以後生まれの人)。

- (1) 報酬比例部分の「本来水準の年金額」を計算するときの総報酬前の乗率は1000分の「7.125」、総報酬後の乗率は1000分の「5.481」である。
- (2) 報酬比例部分の「従前額の保障に基づく年金額」を計算するときの総報酬前の乗率は1000分の「7.5」、総報酬後の乗率は1000分の「5.769」である。
- (3) 報酬比例部分の従前額保障の額を計算するときには、スライド率を乗じる。今年度のスライド率は「0.998」である。
- (4) 本来水準と従前額保障の計算に用いる平均標準報酬月額と平均標準報酬額は異なる。異なる理由は、平均標準報酬月額と平均標準報酬額を求める場合、標準報酬月額(標準賞与を含む)に再評価率を乗じるが、その再評価率が本来水準と従前額保障とでは違うからである。
- (5) 定額部分の単価は、「本来水準の年金額」と「従前額保障に基づく年金額」はともに1,676円である。

正解率 57%

正解 (5)

▶解説

定額部分の単価は、「本来水準の年金額」と「従前額保障に基づく年金額」はともに1,626円である。

## 定額部分・差額加算・配偶者加給等)

問 26 康雄さんは19歳から農協に勤め(厚生年金加入)、60歳時点で41年の加入になる。厚生年金の支給は63歳からである。康雄さんの年金について、誤っているもの

を1つ選びなさい。妻は3歳年下で国民年金のみに加入している。

- (1) 63歳以後も引き続き在職すると、厚生年金の44年分の報酬比例部分の年金が支給され、在職老齢年金のしくみが適用される。
- (2) 63歳時に退職すると厚生年金の44年分の報酬比例部分と40年分の定額部分の年金と配偶者加給(390,100円)が支給される。
- (3) 63歳時に退職した後に、65歳になるまで再就職(厚生年金加入)したときは、報酬比例部分と配偶者加給は支給されるが、定額部分は支給停止になる。
- (4) 65歳になると定額部分相当額が老齢基礎年金と差額加算(経過的加算)に分かれて支給されるが、差額加算は年額で「380円」である。
- (5) 65歳から支給される老齢基礎年金は満額の780,100円である。

正解率 52%

正解 (3)

▶解説

- (3) 厚生年金の加入が44年以上ある人が受給権発生後に、在職したときは定額部分と配偶者加給は支給停止になる。
- (4) 差額加算は年額で「380円」になる理由は、定額部分を計算する月数には40年(480月)の上限が設けられており、差額加算380円は、(定額部分1,626円×480月) - (老齢基礎年金780,100円)で算出するからである。

## 年金の繰上げ支給)

問 27 年金の繰上げ支給について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 老齢厚生年金の支給開始が60歳になる

女性が老齢基礎年金を60歳から繰上げを  
すると、老齢基礎年金は30%の減額支給に  
なる。なお、差額加算（経過的加算）の支  
給は65歳からである。

- (2) 老齢厚生年金の支給開始が63歳になる  
男性が60歳から老齢厚生年金の繰上げを  
したとき報酬比例部分は18%の減額支給に  
なる。差額加算と老齢基礎年金も繰上げ対  
象になり30%減額される。ただし、差額加  
算そのものは減額されずに差額加算の減額  
分は報酬比例部分から差し引かれる。
- (3) 老齢厚生年金の支給開始が65歳になる  
人が60歳から報酬比例部分の繰上げをし  
たときは差額加算と老齢基礎年金も繰上げ  
になり、報酬比例部分を含めて30%の減額  
支給になる。ただし、差額加算そのものは  
減額されずに差額加算の減額分は報酬比例  
部分から差し引かれる。
- (4) 老齢厚生年金の支給開始が63歳になる  
男性が、59歳時に障害者特例の条件に該  
当し、60歳から老齢厚生年金を繰上げて受  
給したときの老齢基礎年金は、全部繰上げ  
ではなく「一部繰上げ」になる。
- (5) 老齢厚生年金と退職共済年金の支給開始  
が63歳になる男性が60歳から老齢基礎年  
金の繰上げ請求をしても、退職共済年金の  
支給額には影響ない。

正解率 55%

正解 (5)



▶解説

老齢基礎年金の繰上げ請求をすると、  
老齢厚生年金と退職共済年金も同時に繰  
上げることになり、減額支給になる。

## 離婚に伴う年金分割

問 28 離婚に伴う年金分割について、  
誤っているものを1つ選びなさい。

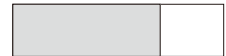
- (1) 離婚分割は平成19年4月1日以降に離婚

した場合に適用される。分割の対象になる  
期間は平成19年3月以前を含む婚姻期間  
である。

- (2) 厚生年金の「報酬比例部分」と「老齢基  
礎年金」が分割の対象になる年金である。  
(3) 厚生年金基金の「代行部分」も分割の対  
象になるが、加算部分は分割対象にはなら  
ない。  
(4) 共済年金の「報酬比例部分と職域部分」  
が分割の対象になる年金である。  
(5) 離婚分割の請求は、原則として離婚以後  
「2年以内」に年金事務所に申し出る。

正解率 70%

正解 (2)



▶解説

老齢基礎年金は離婚分割の対象になら  
ない。報酬比例部分が分割の対象にはな  
るが、報酬比例部分の年金そのものが分  
割されるわけではない。夫の標準報酬月  
額を分割して妻に譲渡する。その結果、  
夫の報酬比例部分が減額になり妻の報酬  
比例部分が増額になる。その計算過程は  
複雑である。なお、妻の老齢厚生年金の  
方が多い場合には、妻の老齢厚生年金が  
減額になる。

## 厚生年金基金

問 29 厚生年金基金について、誤ってい  
るものを1つ選びなさい。

- (1) 運用益が出ないことから財政破綻状態に  
なっている基金があり、約束した基金年  
金の支給が困難になっている。その結果、基  
金の代行部分を国に返上したり、解散する  
基金がある。このうち解散基金は解散時に  
保険料を一時金で清算したので、年金とし  
て支給されることはない。  
(2) 厚生年金基金は日本年金機構から支給さ

- れる報酬比例部分の一部を肩代りして支給する。この基金年金を「代行年金」という。
- (3) 厚生年金基金には代行部分の年金に上積みする年金がある。この上積み年金は基金独自で定めているものであるから、基金によって支給額は異なる。
- (4) 厚生年金基金額の算出に用いる平均標準報酬(月)額は再評価しない額である。また基金額の算出にはスライド率を乗じない。
- (5) 基金の代行年金は、日本年金機構から支給される報酬比例部分と同じ年齢から支給される。

正解率 77%

正解 (1)



▶解説

平成26年3月までに解散した基金年金の支給は「企業年金連合会」から支給される。平成26年4月以降に解散した基金年金の支給は「日本年金機構(国)」から支給される。

## 配偶者加給・加給年金

**問 30** 夫の老齢厚生年金に加給年金が加算されている場合、加給年金の対象になっている妻や子が一定の要件に該当すると、加給年金が支給されなくなる場合がある。次の記述のうち誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 離婚したとき。
- (2) 子が18歳になった年度末を経過したとき(身障の子は20歳に達したとき)。
- (3) 妻が60歳に達したとき。
- (4) 妻が障害基礎年金を受給したとき。
- (5) 妻が加入した厚生年金と共済年金を合計して20年以上ある年金を受給したとき。

正解率 66%

正解 (3)



▶解説

妻が65歳に達したときに加給年金の支給がされなくなり、妻の老齢基礎年金に振替加算が加算される。ただし、昭和41年4月2日以降に生まれた妻に振替加算が加算されることはない。

## 在職老齢年金

### 在職老齢年金の用語としくみ

**問 31** 在職老齢年金の用語としくみについて、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 総報酬月額相当額は、当月の標準報酬月額と当月以前1年間に支給された標準賞与額の総額を12で除して得た額(月額)とを合算した額である。賞与の支給がない人は、標準報酬月額が総報酬月額相当額になる。
- (2) 標準賞与額は1回に支給される賞与額の上限を150万円とし、1,000円未満の端数がある場合には切り捨てた額である。
- (3) 65歳未満の人の基本(年金)月額は、報酬比例部分と定額部分を合算した月額である。定額部分が支給されない年代の人は、報酬比例部分が基本月額になる。なお、共済年金の基本月額は職域加算を除いた額をいう。
- (4) 65歳からの在職老齢年金の算出に用いる基本月額は、老齢厚生年金(報酬比例部分と差額加算との合算額)の月額である。
- (5) 在職老齢年金の支給額が変更になったときは、そのつど日本年金機構から通知(支給額変更通知書)が郵送されてくる。

正解率 45%

正解 (4)



▶解説



65歳からの在職老齢年金の算出に用いる基本月額とは、老齢厚生年金から差額加算を除いた報酬比例部分である。

## 在職老齢年金額(1)

問 32 基本月額8万円、総報酬月額相当額28万円の人が在職（厚生年金加入）したときの65歳前の在職老齢年金額の改定について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 賞与の増額に伴い総報酬月額相当額が2万円増額になったので、在職老齢年金は「1万円」の増額になった。
- (2) もらい忘れの厚生年金が判明したことに伴い、基本月額が2万円の増額になったので、在職老齢年金は「1万円」の増額になった。
- (3) 年金改正により停止の基準額が1万円のアップした場合は、在職老齢年金は「0.5万円」の増額になった。
- (4) 「在職停止額は65歳になったら、支給されるか」との相談があるが、停止額が支給されることはない。
- (5) 在職老齢年金と雇用保険から高年齢雇用継続給付金が同時に受けられるときは、在職老齢年金は併給調整されて減額になる。

正解率 27%

正解 (1)

### ▶ 解説

- (1) 基本年金8万円－（総報酬月額相当額28万円＋基本年金8万円－基準額28万円）×1/2＝4万円⇒基本年金8万円－（総報酬月額相当額30万円＋基本年金8万円－基準額28万円）×1/2＝3万円で「1万円」の減額になった。
- (2) ⇒基本年金10万円－（総報酬月額相当額28万円＋基本年金10万円－基

準額28万円）×1/2＝5万円で「1万円」の増額になった。

- (3) ⇒基本年金8万円－（総報酬月額相当額28万円＋基本年金8万円－基準額29万円）×1/2＝4.5万円で「0.5万円」の増額になった。

年金改正により停止の基準額が1万円のアップした場合は、在職老齢年金は「0.5万円」の増額になる。

## 在職老齢年金額(2)

問 33 65歳になる社長さんの基本年金月額は「10万円」である。社長さんの在職老齢年金について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 在職老齢年金が全額停止になったときは、差額加算（経過的加算）も支給停止になる。
- (2) 総報酬月額相当額が「37万円」のとき、在職老齢年金は全額支給される。
- (3) 総報酬月額相当額が「47万円」のとき、在職老齢年金は「5万円」が支給される。
- (4) 総報酬月額相当額が「57万円」のとき、在職老齢年金は全額停止になる。
- (5) 一元化法の施行に伴い、昭和12年4月1日以前生まれの在職者にも在職老齢年金のしくみが適用されることになった。

正解率 29%

正解 (1)

### ▶ 解説

65歳から支給される年金のうち在職老齢年金の対象になるのは報酬比例部分だけである。差額加算は全額支給される。



## 一元化以後の在職老齢年金)

問 34 厚生年金と共済年金の加入期間がある人の一元化以後（平成27年10月以後）の在職老齢年金について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 一元化前から在職老齢年金を受給している人には、在職老齢年金の激変緩和措置が適用される。
- (2) 在職停止額を算出する場合は厚生年金と共済年金の基本月額を合算した「合算基本月額」を用いて計算する。
- (3) 65歳未満の人に適用する在職停止額の計算（激変緩和措置）には「上限1割」、「35万円保障」、「本来の支給停止額」の3つ式があり、そのうち一番低い額を停止額とする。
- (4) 65歳以上に適用する在職停止額の計算（激変緩和措置）には「上限1割」、「35万円保障」、「本来の支給停止額」の3つ式があり、そのうち一番低い額を停止額とする。
- (5) 算出された支給額は、厚生年金の基本月額と共済年金の基本月額との比率に応じて按分する。

正解率 34%

正解 (4)

<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
-------------------------------------	--------------------------

---▶解説

- (4) 65歳以上に適用する在職停止額の計算（激変緩和措置）には「上限1割」、「本来の支給停止額」の2つ式があり、そのうち一番低い額を停止額とする。

## 障害年金・遺族年金

### 障害年金の用語やしくみ)

問 35 障害年金の用語やしくみについて、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 初診日とはケガや病気で初めて医師または歯科医師の診療を受けた日である。
- (2) 障害認定日は、障害の程度を認定（判定）する日であり、初診日から起算して1年6ヶ月が経過した日、または1年6ヶ月以内に傷病が治った（症状が固定し、治療の効果が期待できない状態になった場合を含む）場合は、その日である。
- (3) 障害認定日に障害の程度が障害認定基準に該当する傷病の状態にある場合に、障害年金が支給される。
- (4) 初診日前に国民年金の保険料を納付しななければならない期間があるときは初診日の月の前々月までの期間のうち、保険料を滞納した期間が3分の1以下であることが必要である（保険料納付要件）。
- (5) 65歳未満に初診日がある場合には、初診日の月の前々月までの2年間の保険料を納付しななければならない期間のうち、滞納がないことが必要である。

正解率 47%

正解 (5)

<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
-------------------------------------	--------------------------

---▶解説

- 65歳未満に初診日がある場合には初診日の月の前々月までの1年間の保険料を納付しななければならない期間のうち、滞納がないことが必要である。

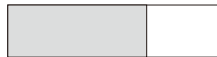
### 障害基礎年金)

問 36 障害基礎年金について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 原則として、国民年金加入中に初診日があり、障害の程度が障害認定基準の1級または2級に該当した場合に障害基礎年金が支給される。また、18歳になる年度末までの子がいる場合には子の加算額が加算される（身障の子は20歳になるまで）。
- (2) 障害基礎年金の2級の額は満額の老齢基礎年金（780,100円）と同額である。子の加算額は224,500円である。
- (3) 障害基礎年金の1級の額は2級の「1.25倍（975,125円）」である。子の加算額は224,500円である。
- (4) 心臓にペースメーカーを装着すると、装着した日（初診日から1年6か月以内に限り）が障害認定日になり、障害基礎年金が支給される。
- (5) 人工透析療法を受けた日（初診日から1年6か月以内に限り）から3か月を経過した日が障害認定日になり、障害基礎年金が支給される。

正解率 66%

正解 (4)



---▶解説

心臓にペースメーカーを装着した場合は装着した日が障害認定日であるが、ペースメーカーの装着は、3級の障害等級と認定されるので障害基礎年金は支給されない。

## 障 害 年 金

問 37 障害年金について、誤っているものを1つ選びなさい。

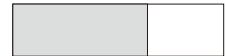
- (1) 20歳前に初診日がある障害の場合は、障害認定日以後に20歳になったときは20歳になったとき、障害認定日が20歳よりも後である場合は、その障害認定日に1級または2級に該当したときに障害基礎年金が支給される。この場合は、保険料納付要件は

問われない。

- (2) 20歳前に初診日がある障害の場合は、本人の所得が一定額以上の場合には障害基礎年金の全額または半額が支給停止になる。
- (3) 国民年金の被保険者の資格を失った後も、日本に住んでいる60歳以上65歳未満の間に初診日があり、障害等級の1級または2級に該当する場合は障害基礎年金が支給される。この場合は、保険料納付要件を満たしていることが必要である。
- (4) 障害認定日に障害認定基準に該当しなかった人が、その後に症状が悪化して障害基準に該当したときは、65歳に達する前日までに請求をすることにより「事後重症による障害年金」が支給される。
- (5) 「事後重症による障害年金」を請求した場合は、傷病が悪化したときまでにさかのぼって障害年金が支給される。

正解率 64%

正解 (5)



---▶解説

「事後重症による障害年金」を請求した場合は、請求した翌月から支給される。

## 障 害 厚 生 年 金

問 38 障害厚生年金について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 障害厚生年金は厚生年金の加入中に初診日がある傷病により、障害認定日に障害の程度が障害認定基準の3級以上に該当した場合に支給される。3級よりも軽い障害の場合は障害手当金（一時金）が支給される。
- (2) 障害の程度が1級または2級に該当した場合には障害基礎年金が併給される。また、65歳未満の一定の要件に該当する配偶者がいる場合には配偶者に対する加給年金224,500円が加算される。
- (3) 障害厚生年金の額は報酬比例部分から算出する。算出式に用いる被保険者期間の月

数は初診日の月までの月数である。ただし、加入月数が300月未満の場合は300月として計算する。

- (4) 障害厚生年金の1級の額は2級の1.25倍の額である。ただし、配偶者に対する加給年金は1.25倍にはしない。
- (5) 障害厚生年金の3級には最低保障額があり、年額で585,100円（満額の老齢基礎年金の4分の3相当額）である。

正解率 38%

正解 (3)

--	--

### ▶解説

被保険者期間の月数は「障害認定日」の月までの月数である。ただし、加入月数が300月未満の場合は、300月として計算する。

## 障害年金と他の年金との併給

**問 39** 年金の併給（両方が受給できること）について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 障害厚生年金と労災保険の障害補償年金は併給できる。ただし、労災年金は一定の率で減額される。
- (2) 65歳から老齢基礎年金と障害厚生年金は併給できる。
- (3) 65歳から障害基礎年金と老齢厚生年金は併給できる。
- (4) 65歳から障害基礎年金と遺族厚生年金は併給できる。
- (5) 遺族基礎年金と遺族厚生年金は併給できる。

正解率 50%

正解 (2)

--	--

### ▶解説

- (2) 老齢基礎年金と障害厚生年金は併給

されない。

- (3) 障害基礎年金と老齢厚生年金が同時に支給されるときは、老齢厚生年金の子に対する加給年金は支給停止になる。
- (4) 障害基礎年金と遺族厚生年金が同時に支給されるときは、遺族厚生年金に加算される経過的寡婦加算は支給停止になる。

## 障害年金の請求

**問 40** 障害年金の請求には「障害認定日による請求（本来請求）」と「事後重症による請求」などがある。この障害年金の請求について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 本来請求をする場合には、障害認定日以降3ヵ月以内の現症を記載した診断書を添付する。ただし、障害認定日から1年以上経過して請求する場合には、請求書提出日の3ヶ月以内の現症を記載した診断書も必要となる。
- (2) 本来請求をする場合、10年前に初診日がある人が、初診日から1年6ヵ月の障害認定日に障害の状態が障害年金に該当すると認定された場合は、年金請求日まえの10年分の障害年金が支給される。
- (3) 事後重症による請求をする場合、請求日以前3ヶ月以内の現症を記載した診断書を添付する。
- (4) 本来請求をする場合、診断書のほかに「病歴・就労状況等申立書」を添付する。この申立書は初診日からの日常的な経過を年月順に具体的に記載する。なお医学的、専門的な記載の必要はない。
- (5) 初診日のときの病院と療養を受けている現在の病院とが異なる場合（転院した場合）は、初診時の病院が発行した「受診状況等証明書」の添付が必要である。

正解率 51%

正解 (2)

--	--

▶▶解説

10年前に初診日がある人が、初診日から1年6カ月の障害認定日に障害の状態が障害年金に該当すると認定された場合は、請求日前の5年前までの障害年金が支給される。5年より前の支給分は時効でもらえない。

### 寡婦年金と死亡一時金

問 41 国民年金の夫が亡くなったとき、妻に寡婦年金、または死亡一時金が支給されることがある。この寡婦年金や死亡一時金について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 遺族基礎年金が支給される場合は、死亡一時金は支給されない。
- (2) 夫の死亡時に妻が死亡一時金を受給しても、妻が60歳になると寡婦年金が支給される。
- (3) 夫が国民年金の第1号被保険者として、保険料を36月(3年)以上納付していた場合に死亡一時金が支給される。なお、死亡一時金の額は納付した月数に応じた額である。
- (4) 夫は国民年金の第1号被保険者として保険料納付期間(免除期間を含む)が25年以上あった。夫との婚姻期間が10年以上ある場合には、妻が60歳から65歳になるまで寡婦年金が支給される。なお、寡婦年金の額は夫が65歳から受給できた老齢基礎年金額の4分の3に相当する額である。
- (5) 夫が老齢基礎年金を繰上げて受給していた場合や障害基礎年金を受給していた場合は、寡婦年金は支給されない。

正解率 69%

正解 (2)

--	--

▶▶解説

妻が死亡一時金と寡婦年金が受けられるときは、死亡一時金と寡婦年金のうち、いずれか一つを選択受給し他は支給されない。なお、遺族の妻は内縁でもよい。

### 遺族基礎年金

問 42 遺族基礎年金などについて、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 遺族基礎年金の遺族は「子」、「子のいる妻(母子家庭)」、「子のいる夫(父子家庭)」である。ただし、遺族は死亡した人により生計を維持されていたことが必要である。
- (2) 遺族の子とは「18歳になった年度末までの子(高校を卒業するまでの子)、または1級または2級の障害の状態にある20歳未満の子」をいう。
- (3) 自営業の夫(第1号被保険者)が死亡し、妻と13歳の子が残されたとき、妻に1,004,600円(=780,100円+224,500円)の遺族基礎年金が支給される。
- (4) 末子(健常者)が高校を卒業すると妻に支給されている遺族基礎年金は減額されて780,100円になる。
- (5) 妻が厚生年金加入中に死亡したとき、遺族が55歳の夫と16歳の子の場合は、夫に遺族基礎年金と遺族厚生年金が支給される。遺族基礎年金が支給されなくなると、遺族厚生年金は夫が60歳になるまで支給停止になる。

正解率 56%

正解 (4)

--	--

▶▶解説

(1) 遺族基礎年金の遺族は「子」、「子のいる妻」に限ったが、平成26年4月改正で、「子のいる夫(父子家庭)」にも遺族基礎年金が支給されることになった。これは、低所得の父子家庭も多いことからの配慮措置である。

- (4) 子のいない妻となり（成人の子がいる妻を含む）、遺族基礎年金は支給されない。

## 遺 族 給 付

問 43 夫は厚生年金加入中（在職中）に死亡した。遺族は39歳（昭和53年生まれ）の妻と15歳の子である。支給されている遺族給付について、誤っているものを1つ選びなさい。なお、夫は第1号被保険者として国民年金の保険料を15年納付していた。その後は厚生年金に5年加入していた。

- (1) 妻に遺族厚生年金と遺族基礎年金が支給されている。
- (2) 遺族厚生年金に中高齢寡婦加算が加算されている。
- (3) 夫の厚生年金加入は5年であったが、遺族厚生年金の額を算出するときは25年（300月）加入したものとして計算されている。
- (4) 妻が65歳になると中高齢寡婦加算は支給されなくなるが、妻に経過の寡婦加算が支給されることはない。したがって、遺族厚生年金は年額で585,100円の減額になる。
- (5) 65歳からは遺族厚生年金と妻自身の老齢基礎年金が併給される。

正解率 48%

正解 (2)



### ▶ 解 説

遺族基礎年金が支給されている間、中高齢寡婦加算は支給停止になる。遺族基礎年金が支給されなくなると、妻が65歳になるまで遺族厚生年金に中高齢寡婦加算が加算される。なお、妻が65歳になると中高齢寡婦加算は経過の寡婦加算に変わるが、昭和31年4月2日以後生

まれの妻には支給されない。経過の寡婦加算が加算されない理由は、昭和31年4月2日以後生まれの妻には、中高齢寡婦加算（585,100円）以上の老齢基礎年金が支給されるからである。年金相談では妻の年齢に留意する必要がある。

## 併 給 調 整

問 44 65歳になるA子さんは「遺族厚生年金12万円（月額）」と「老齢厚生年金6万円」、「老齢基礎年金は4万円」の受給権がある。A子さんに支給される年金を1つ選びなさい。

- (1) 遺族厚生年金「12万円」と老齢厚生年金「6万円」と老齢基礎年金「4万円」の合計額22万円が支給される。
- (2) 遺族厚生年金と老齢基礎年金はどちらか有利な年金を選択することになるので、遺族厚生年金「12万円」と老齢厚生年金「6万円」の合計額18万円が支給される。
- (3) 遺族厚生年金と老齢厚生年金はどちらか有利な年金を選択することになるので、遺族厚生年金「12万円」と老齢基礎年金「4万円」の合計額16万円が支給される。
- (4) 老齢厚生年金が優先支給されるので、遺族厚生年金「6万円（＝12万円－老齢厚生年金6万円）」と老齢厚生年金「6万円」と老齢基礎年金「4万円」の合計額16万円が支給される。
- (5) 遺族厚生年金「8万円（＝12万円×2/3）」と老齢厚生年金「3万円（＝6万円×1/2）」の11万円と老齢基礎年金「4万円」の合計額15万円が支給される。なお、この場合も老齢厚生年金が優先支給されるので、実際の併給額は遺族厚生年金「5万円（11万円－老齢厚生年金6万円）」と老齢厚生年金「6万円」と老齢基礎年金「4万円」の合計額15万円になる。



正解率 60%

正解 (4)



▶▶解説

65歳から遺族厚生年金と老齢基礎年金の両年金は併給される。遺族厚生年金と老齢厚生年金は併給調整される。次の3つの選択肢から有利な年金（一番多い額）が支給される。

- ① 妻自身の老齢厚生年金と老齢基礎年金の合計額。
- ② 遺族厚生年金と老齢基礎年金の合計額。
- ③ 遺族厚生年金×2/3+老齢厚生年金×1/2と老齢基礎年金の合計額。

①～③のうち有利な年金を選択受給することが出来たが、平成19年の改正で妻の老齢厚生年金を優先支給し、差額を遺族厚生年金にするしくみに改められた。いずれにしても、総支給額に変わりはないが、遺族厚生年金と妻の老齢厚生年金の併給調整が複雑になった。

## ● 受給手続き

### 老齢年金の請求手続き

問 45 今年度に老齢年金の受給権が発生する人の請求手続きについて、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 請求書は受給権が発生する3か月前に日本年金機構から郵送されてくる。
- (2) 国民年金の第1号被保険者や第3号被保険者の請求先は市区町村である。厚生年金だけに加入した人や厚生年金と国民年金の期間がある人は年金事務所や年金相談センターである。

(3) 共済年金と厚生年金に加入した人の老齢年金や遺族年金の請求は共済組合または年金事務所のいずれか1ヶ所に提出すればよい。なお、障害年金は初診日に加入していた年金制度を管掌する実施機関に請求しなければならない。

- (4) 年金請求の手続きを怠ると5年より前の支給分は時効でもらえない。
- (5) 年金の請求手続きは本人が行うが、委任状があれば本人以外の人でも手続きができる。

正解率 71%

正解 (2)



▶▶解説

(2) 国民年金の第3号被保険者期間がある人の請求先は年金事務所や年金相談センターである。

(4) 年金の請求を怠ると5年より前の支給分は時効でもらえない。なお、加入記録が訂正されて年金が増額になる場合(老齢厚生年金を受給している人に、むかしの厚生年金の加入期間が判明したときなど)には、受給権が発生した時までさかのぼって支給される。

## 年金証書

問 46 今月、年金の請求をした和夫さん(厚生年金加入30年)に年金証書が届いた。この年金証書について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 年金証書には受給する年金の種類、受給権者の氏名、生年月日、受給権を取得した年月の記載がある。
- (2) 年金額の内訳欄には、基本となる年金額とは別に加給年金額または加算額の欄が設けられている。基本となる年金額は報酬比例部分の年金である。在職停止がある人は

支給停止額が記載されており、差額が年金額になっている。

- (3) 老齢厚生年金の年金証書だから、厚生年金基金の加入月数や平均標準報酬月額または平均標準報酬額は記載されていない。
- (4) 65歳から支給される老齢基礎年金の見込み額は記載されていない。
- (5) 年金証書を紛失したなどの理由で年金証書の再交付依頼をすると、現在受給している年金額を記載した証書が郵送されてくる。

正解率 52%

正解 (3)

--	--

#### ▶解説

年金証書には厚生年金基金の加入月数や平均標準報酬月額または平均標準報酬額が記載されている。ただし、厚生年金基金の年金額の記載はない。

### 年金受給者に送付される書類

問 47 年金受給者に送付される書類について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 「公的年金等の受給者の扶養親族等の申告書（ハガキ形式）」は、所得税の課税対象になった人に日本年金機構から毎年11月中旬（28年度は8月下旬）に届き、必要事項を記入して返送する。申告書の提出を怠ると税金が多くかかる。ただし、独身者は申告書の提出が不要である。
- (2) 「支給額変更通知書（A4サイズ）」は、在職老齢年金の支給額が変わったときや65歳になったときなど、本人自身に改定理由がある場合に届く。
- (3) 「年金額改定通知書（ハガキ形式）」は、法律改正や物価の変動など、日本年金機構（国）に改定理由がある場合に届く。
- (4) 「年金振込通知書（ハガキ形式）」は、原則として毎年度6月に当年度の1回の振込額（2ヶ月分）が記載されている。所得税

が課税される人には税額が記載されている。

- (5) 年金の振込先の金融機関を変えるときに、「年金受給権者・受取機関変更届（ハガキ形式）」を受給者の住所地を管轄する年金事務所に提出する（郵送可）。なお、厚生年金基金からの年金の受取機関の変更については、基金独自の変更届をその基金に提出しなければならない。

正解率 76%

正解 (1)

--	--

#### ▶解説

独身者であっても申告書の提出をしないと課税額が多くなる。

### 65歳時の年金請求手続き

問 48 65歳になると「特別支給の老齢厚生年金」の受給権は消滅するので、改めて年金の請求を行う。このときの請求書を「年金請求書（国民年金・厚生年金保険老齢給付）（ハガキ形式）」という。この年金請求について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 65歳から老齢厚生年金と老齢基礎年金の両年金を受給する人は、請求書の繰下げ希望欄に何も記載しないで、日本年金機構に返送する。
- (2) 老齢基礎年金または老齢厚生年金のいずれかの年金を繰下げ受給する人は、繰下げ希望欄に繰下げする年金に○印をつけて、日本年金機構に返送する。
- (3) 老齢基礎年金と老齢厚生年金の両年金を繰下げ受給する人は、該当する希望欄の老齢基礎年金と老齢厚生年金に○印をつけて、日本年金機構に返送する。
- (4) 年金の繰下げ待機者が繰下げた年金を受給するときは「老齢基礎・厚生年金支給繰下げ請求書（様式第235）」を年金事務所に提出する。また、繰下げ待機者が65歳か

らの支給額を請求するときは「老齢基礎・厚生年金裁定請求書－65歳支給－（様式第236）」を年金事務所に提出する。

- (5) 国民年金だけに加入した人にはこのハガキは届かない。繰下げ支給を希望するときには、65歳前に届いた年金請求書（A 4サイズ）を提出してはならない。

正解率 56%

正解 (3)

--	--

---▶解説

- (3) 老齢基礎年金と老齢厚生年金の両年金の繰下げを希望する人は、この請求書の返送は不要である。繰下げの申し出は、改めて「老齢基礎年金・老齢厚生年金支給繰下げ請求書（様式第235）」を年金事務所に提出する。なお、老齢基礎年金と老齢厚生年金は別々のときに繰下げ請求ができる
- (4) 繰下げ待機者が繰下げ希望を取り下げて、65歳時点でさかのぼって増額されない年金を請求するときは「老齢基礎・厚生年金裁定請求書－65歳支給－（様式第236）」を年金事務所に提出する。そうすると、65歳（翌月支給分）から請求時点までの支給総額が一時金で振り込まれる（利息が付くことはない）。その後は増額されない年金が終身支給される。

## 一元化以後の遺族年金

問 49 一元化以後に受給権が発生した遺族年金について、誤っているものを1つ選びなさい。なお、亡夫の年金加入歴は国民年金の期間が2年、公務員の期間が15年、厚生年金（会社員）の期間が8年である。遺族は

子のいない妻（41歳）である。

- (1) 退職以後に死亡した場合（長期要件）、遺族年金額はそれぞれの加入期間ごとに計算し、公務員期間15年分は共済組合、厚生年金期間8年分は日本年金機構から支給される。
- (2) 厚生年金加入中に死亡した場合（短期要件）、遺族年金額はそれぞれの加入期間ごとに計算した合計額になる。なお、それぞれの年金制度の加入期間とを合算して25年未満なので、25年加入したものとして遺族年金額を計算する。遺族年金は死亡時に加入していた厚生年金（日本年金機構）から公務員期間を含めた遺族年金が支給される。
- (3) 亡夫が障害共済年金（2級）を受給していた場合（短期要件）、遺族年金額はそれぞれの加入期間ごとに計算した合計額になる。なお、それぞれの年金制度の加入期間とを合算して25年未満なので、25年加入したものとして遺族年金額を計算する。遺族年金は初診日に加入していた共済組合から支給される。
- (4) 退職している夫が、在職中（厚生年金加入中）に初診日がある傷病により初診日から起算して5年を経過する日前に死亡したとき（短期要件）、遺族年金額はそれぞれの加入期間ごとに計算した合計額になる。なお、公務員期間と厚生年金期間とを合算して25年未満なので、25年加入したものとして遺族年金額を計算する。遺族年金は初診日に加入していた厚生年金（日本年金機構）から支給される。
- (5) 公務員期間と厚生年金期間を合計して20年以上あるので、65歳になるまで遺族年金に中高齢寡婦加算が支給される。中高齢寡婦加算は遺族年金に加算されるものだから、遺族年金を支給する年金制度（実施機関）から按分して遺族年金とセットで支給される。

正解率 33%

正解 (5)

--	--

---▶解説

設問のケースでは、中高齢寡婦加算は共済組合から支給される。

複数の被用者年金（共済年金や厚生年金）がある夫が死亡した場合は、中高齢寡婦加算は加入期間が長い年金制度から支給される。加入期間が同じときは、①厚生年金②国家公務員共済③地方公務員共済④私学共済の順に加算される。

## ねんきん定期便

**問 50** 太郎さんに届いた「ねんきん定期便」について、誤っているものを1つ選びなさい。なお、太郎さんは引き続いて65歳になるまで在職（厚生年金加入）する。

- (1) 今年59歳になる太郎さん（支給開始年齢62歳）に届いたねんきん定期便の年金見込額は、62歳になるまで在職（厚生年金加入）したものと仮定したときの見込額である。
- (3) ねんきん定期便の年金見込額は基金の代行部分を除いた額である。
- (3) ねんきん定期便の年金見込欄には配偶者加給や振替加算額は記載されていない。
- (4) ねんきん定期便の年金見込額の欄には、「公務員厚生年金期間」と「私学共済厚生年金期間」の欄が新たに設けられた。
- (5) 共済年金加入者の年金見込額の欄には、経過的職域加算額の記載欄がある。

正解率 48%

正解 (1)

--	--

### ▶解説

ねんきん定期便の年金見込額は「現在の加入条件で60歳になるまで継続して加入したものと仮定して計算」している額である。したがって、太郎さんの年金見込み額は60歳からの2年間の年金額が含まれていない。

## 正解番号一覧表

問題番号	正解番号	問題番号	正解番号	問題番号	正解番号	問題番号	正解番号	問題番号	正解番号
1	5	11	1	21	4	31	4	41	2
2	5	12	3	22	4	32	1	42	4
3	2	13	3	23	1	33	1	43	2
4	1	14	5	24	3	34	4	44	4
5	4	15	1	25	5	35	5	45	2
6	2	16	4	26	3	36	4	46	3
7	4	17	2	27	5	37	5	47	1
8	4	18	2	28	2	38	3	48	3
9	2	19	4	29	1	39	2	49	5
10	1	20	5	30	3	40	2	50	1



第 40 回信用事業業務検定試験

試験問題と解説

頒価 525 円  
(税込)

平成 29 年 8 月 第 1 版発行

編集・発行 株式会社  
農林中金アカデミー

〒100-0006 東京都千代田区有楽町1-12-1  
新有楽町ビル6F  
TEL 03(3217)3071  
(通信検定部ダイヤルイン)

禁無断転載

落丁・乱丁本はお取り換えします

